

中小企業等経営強化法

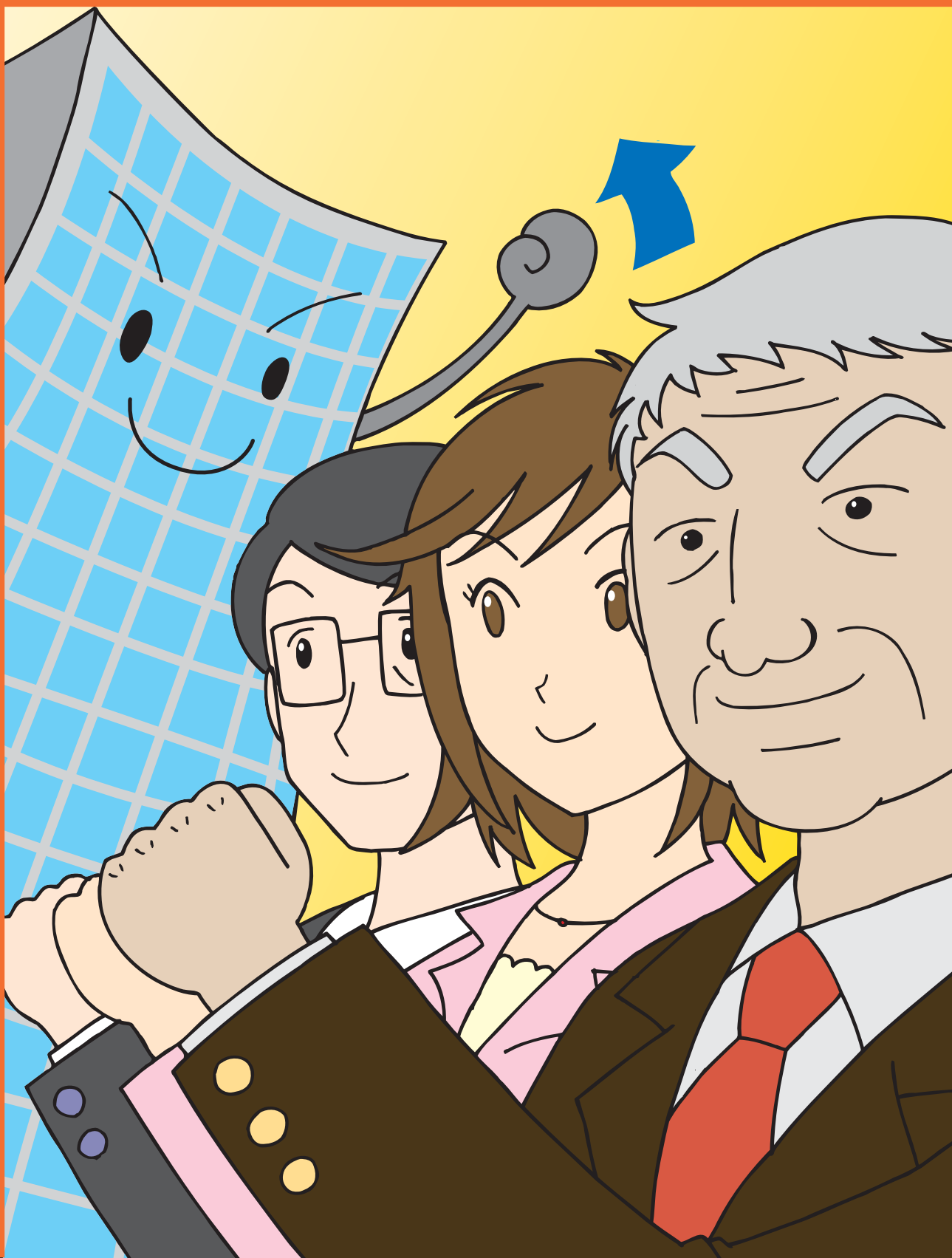
今すぐやる経営革新

書き込み方式・Q&A方式・マンガ方式
によるわかりやすく、親しみやすい解説書



経営
サポート

平成29年4月改訂



中小企業庁

1.「自社の現状や課題を見極めたい!」

2.「自社の業績をアップさせたい!」

3.「自社の経営の向上を図りたい!」

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の作成は、これらの思いを達成させるための武器です。

でも、経営革新計画って難しそう・・・と思いませんか？

中小企業庁では、中小企業の皆様に取り組んでいただく経営革新を応援するため、小冊子「今すぐやる経営革新」を作成しました。この小冊子は、経営革新の相談や講習会などで使用できるように、わかりやすく、親しみやすく解説することをモットーとしています。そのため、自社の経営状況と課題を書き込み方式で自らお書きいただくとともに、経営革新計画の支援措置の内容や申請手続きの方法などをQ&A方式でわかりやすく説明しています。

是非、この小冊子を積極的に活用して、自社の経営革新にチャレンジしていただければ幸いです。

平成29年4月
中小企業庁 技術・経営革新課

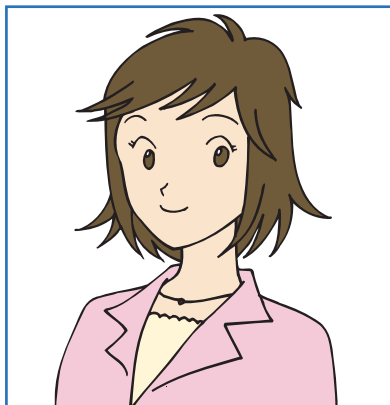
ナビゲーターのご紹介

社長



- 自社の現状や課題を見極めたい!
- 自社の業績をアップさせたい!
- 自社の経営の向上を図りたい!

企画・経理担当



- 私もあまり経験がないので、わかりません。困っています。
- 経営革新計画って、何ですか? これを作るとどんなメリットがありますか?

鈴木アドバイザー



- アドバイザーの鈴木です。ご相談を承ります。

原稿作成：公認会計士・税理士・行政書士 城所弘明

コーディネーター：(有)フォーラム・レ・ソシエ デザイン：softmachine(松本・澤村)

contents

第一部 まずは、経営計画を作ろう!

- Q1 経営計画って、何ですか? 02
- Q2 あなたは会社に対して、どんな「思い」を持っていますか? 03
- Q3 あなたの会社の経営資源の現状はどうなっていますか? 05
- Q4 あなたが今やってみたいことは、どんなことですか? 07
- Q5 あなたの会社の「経営計画」を作ってみましょう! 08

第二部 経営革新計画に挑戦しよう!

- Q6 「中小企業等経営強化法」とは、どのような法律ですか? 10
- Q7 この法律で「経営革新」とは、どのようなことですか? 11
- Q8 「新事業活動」とは、どのようなものですか? 12
- Q9 「経営の相当程度の向上」とは、どのようなものですか? 16
- Q10 経営革新計画の具体例と、その効果を教えてください。 18

第三部 経営革新計画の承認を受けるとメリットがあります!

- Q11 経営革新計画が承認されると、どのような支援措置がありますか? 19
- Q12 保証・融資の優遇措置には、どのようなものがありますか? 20
- Q13 海外展開に伴う資金調達の支援措置には、どのようなものがありますか? 24
- Q14 投資を受けたいのですが、どのようなものがありますか? 28
- Q15 経営革新への取り組みに対して、補助金はありますか? 29
- Q16 販路開拓を行う場合に、何か支援措置はありますか? 30
- Q17 特許を取得する場合に、何か優遇措置はありますか? 32
- Q18 経営革新計画の作成をするためには誰に相談したらよいですか? 33
また、承認後、計画を実施するためには誰に相談したらよいですか?

第四部 経営革新計画を申請しよう!

- Q19 経営革新計画の承認を受けるためには、どのような手続きが必要ですか? 34
- Q20 経営革新計画は誰が申請できますか? 35
- Q21 経営革新計画の申請先はどこですか? 37
- Q22 経営革新計画の申請には、どのような書類が必要ですか? 39
- Q23 経営革新計画の申請書は、どのように書けばよいですか? 40

参考資料

52

お問い合わせ先一覧

53

第一部 まずは、経営計画を作ろう!

Q1 経営計画って、何ですか?

A

経営計画とは、現状から将来のあるべき姿に到達するための「道しるべ」となるものです。経営計画は、絶えず変化する環境の中で会社が現在よりも高い水準の目標を設定し、その目標を実現するために、何をすべきかが明確になっています。それによって、自社のあるべき姿を具体的に示し、着実にその姿に到達するために「経営計画」を作成する必要があるのです。

目標:会社の将来のあるべき姿

<経営計画を活用!>

会社の現状



Q2 あなたは会社に対して、どんな「思い」を持っていますか？

A 「経営計画」を立てる前に、まずは、経営者であるあなたが、自身の会社への「思い」＝「経営理念」・「経営基本方針」をここで確認していきましょう。頭の中でいろいろ思い描いていることや理想を実際に紙に書いてみてください。書くことによってその「思い」が明らかになり、これが「経営計画」へとしっかり結び付くのです。

1.「経営理念」


「経営理念」は、会社をどのように経営していくかという考え方のことです。



会社の経営者であれば、「経営理念」というものを誰でもお持ちでしょう。それを書いてみましょう。

キャッチフレーズ

(例) 21世紀はオラが守る!!




経営理念って大それたことを書くって難しいなあ。

理念を具体的に!

(例) 21世紀における日本の中核企業を目指そう!!




【ここがポイント】

「経営理念」の設定に重要なことは、その内容を経営者から従業員までが共有することができ、がんばって実践しようと思えるようにすることです。

2.「経営基本方針」

「経営基本方針」とは、経営理念をより具体化したもので、経営ビジョンや経営姿勢を明示したものです。



項目	記入してください!	例示																
市場・社会でのポジション		<ul style="list-style-type: none"> 〇〇業界のニューリーダーになる。 〇〇市の経済活性の核になる。 																
経営姿勢		<ul style="list-style-type: none"> お客様のニーズに合致した商品を開発する。 従業員1人当たりの生産性を向上させる。 																
組織・人事姿勢		<ul style="list-style-type: none"> 個人の会社への貢献が報いられるような人事システムを確立する。 給与水準を業界トップクラスにする。 																
将来の数値目標		<table border="0"> <tr> <td></td> <td>【現状】</td> <td></td> <td>【5年後】</td> </tr> <tr> <td>・売上高</td> <td>〇〇</td> <td>→</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>・営業利益</td> <td>〇〇</td> <td>→</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>・経常利益</td> <td>〇〇</td> <td>→</td> <td>〇〇</td> </tr> </table>		【現状】		【5年後】	・売上高	〇〇	→	〇〇	・営業利益	〇〇	→	〇〇	・経常利益	〇〇	→	〇〇
	【現状】		【5年後】															
・売上高	〇〇	→	〇〇															
・営業利益	〇〇	→	〇〇															
・経常利益	〇〇	→	〇〇															

3.「経営計画」

経営理念と経営基本方針が書き出せましたね!
その「思い」が次のステップ「経営計画」へとつながります。まずは、あなたの会社の現状を把握するために、次のページからのチェックシートを活用してみましよう。



Q3 あなたの会社の経営資源の現状はどうなっていますか？

A

中小企業の経営資源は、「ヒト」「カネ」「モノ」等に分類されます。中小企業は、少ない経営資源をやりくりしながら、戦略的に重要な事業活動を行っています。あなたの会社は経営資源をどのように調達して、どのように活用していますか？

下の一覧表にあなたの会社の状況を記入して、会社の経営資源が有効活用されているか検討してみましょう。そして、「経営資源のチェックシート」を使って、現状を把握しましょう。




【経営資源の一覧表】

経営資源		クオリティ	数(量)
ヒト 	ヒト	資格・能力・経験等 ()	人数 ()
カネ 	カネ	資金の入手源泉 ()	資金残 ()
モノ 	モノ	購入・リース・レンタル等 ()	保有台数 ()

経営資源のチェックシート	ヒト	1	適正な人員がそろっていますか？	YES	NO
		2	従業員の質(資格・能力・経験など)は良好ですか？	YES	NO
		3	組織としてうまく機能していますか？	YES	NO
	カネ	4	必要な運転資金・設備資金は充分ですか？	YES	NO
		5	金融機関との信用状況は良好ですか？	YES	NO
	モノ	6	設備等は、適正な規模ですか？	YES	NO
		7	設備等が老朽化していませんか？	YES	NO
		8	事務機器(机・パソコン・電話など)は必要最低限で、余分なものはありますか？	YES	NO

Q3

あなたの会社の経営資源の現状はどうなっていますか？

経営資源		クオリティ	数(量)
ヒト 	ヒト	資格・能力・経験等 (10年以上の熟練工 経理経験8年)	人数 (正社員 7名 パート 4名)
カネ 	カネ	資金の入手源泉 (自己資金 600万円 銀行借入1,400万円)	資金残 (300万円)
モノ 	モノ	購入・リース・レンタル等 (コピー機とパソコンは リース)	保有台数 (車 3台 コピー機 1台 パソコン 4台)

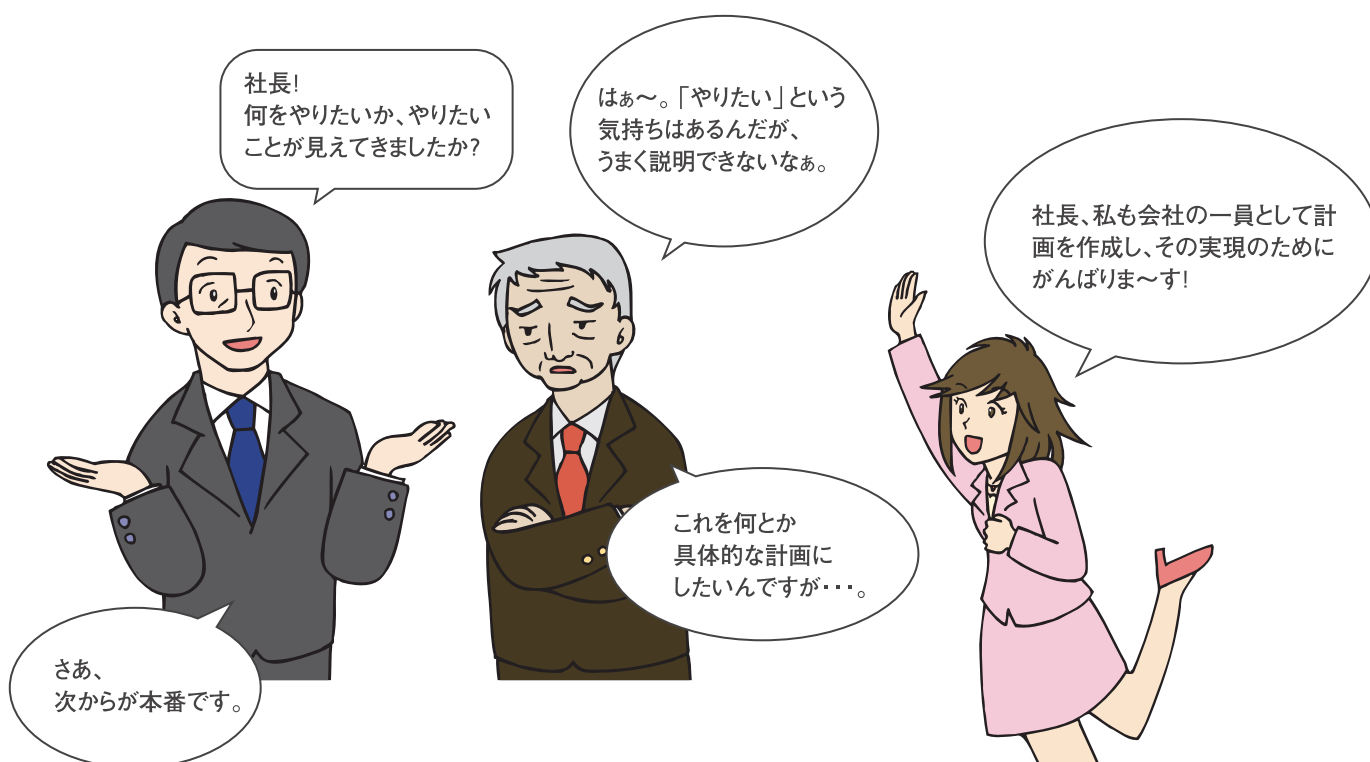


【ここがポイント】
 あなたの会社の現状はどうでしたか？
 経営資源のチェックシートのNOに該当する項目があなたの会社の弱い部分です。何をすべきか、どのように改善すべきかがわかってくると思います。
 会社の現状が把握できたら、次はそれに基づいてあなたが何をやりたいのか、やってみたいこと等をはっきりさせましょう。

Q4 あなたが今やってみたいことは、どんなことですか？

A Q3でチェックした経営資源の現状を踏まえて、今やってみたいと思うことにチェックマークをつけてみましょう。

チェックシート	内容		チェックマーク
	経営	経営理念や経営基本方針を全社員に徹底させたい。	
		中・長期的な取り組みで経営計画を作成したい。	
		権限と責任を明らかにして、組織を活性化させたい。	
	人事	人事考課制度を確立し、社員のやる気を引き出したい。	
		効果的な教育訓練により社員のスキルアップを図りたい。	
		給与・賃金制度を確立し、貢献度の高い社員に報いたい。	
	営業	新たな販路を開拓したり、新しい販売の方式を取り入れたい。	
		絶えず顧客のニーズを汲み上げる仕組みを作りたい。	
	商品	新商品を開発し、市場のシェアを拡大したい。	
競合商品の中で、差別化できる商品を作りたい。			
財務	会社の損益がいつでも明確にわかる仕組みを作りたい。		
	損益管理だけでなく、キャッシュの流れもつかみたい。		



Q4

あなたが今やってみたいことは、どんなことですか？

Q5 あなたの会社の「経営計画」を作ってみましょう!

A

「経営計画」を作成することは、会社の方針と目標を定め、それを経営幹部や従業員との間で共有し、社員一丸となって事業展開を行っていく上で、極めて重要です。過去の実績と5期年度分の経営計画を作成してみましょう。

なお、経営計画のフォーマットは、会社の考え方、業種や規模等により様々です。次のイメージを参考にしながら、自社独自のものを作成してみてください。

売上が急に伸びているのは、新商品の開発を行って、それがヒットする予定だからです。

【経営計画のイメージ】

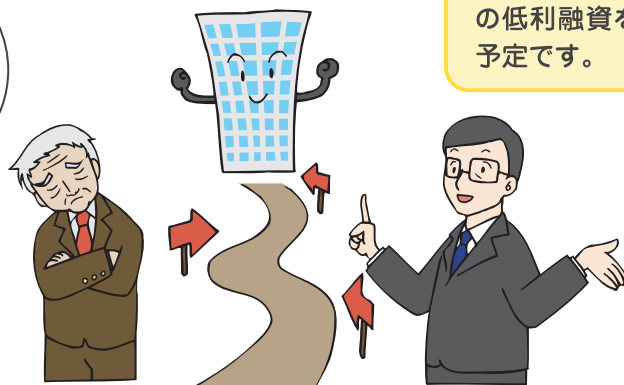
(単位:百万円)

	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	31年3月期	33年3月期
	前々々期	前々期	前 期	当 期	3年後計画	5年後計画
売上高	120	130	140	150	200	240
売上原価	60	65	70	75	100	120
売上総利益	60	65	70	75	100	120
販売費及び一般管理費	48	50	50	50	60	70
(人件費)	12	12	12	15	15	20
(その他)	36	38	38	35	45	50
営業利益	12	15	20	25	40	50
営業外収益	0	0	0	0	0	0
営業外費用	1	1	1	1	1	1
経常利益	11	14	19	24	39	49
特別利益	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0
税引前当期純利益	11	14	19	24	39	49
法人税、住民税及び事業税	5	6	8	10	16	20
当期純利益	6	8	11	14	23	29
参考						
減価償却費	7	25	21	19	18	17
借入金残高	30	20	45	60	50	40

人件費を増やしているのは、ヒット商品が出るので、営業部門をもっと充実させ、社員を採用する予定だからです。

新商品の開発のため、政府系金融機関の低利融資を受けて、設備投資を行う予定です。

経営計画のポイントとは、なんだろうか?



「経営計画」は、現状からあるべき姿への「道しるべ」です。その道しるべをたてるには、重要なポイントがあります!

Q5

あなたの会社の「経営計画」を作ってみましょう!

8ページのイメージをみて、具体的な経営計画が浮かんできましたか？
では、ここであなたの会社の経営計画を立ててみましょう。

(単位:百万円)

	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	31年3月期	33年3月期
	前々々期	前々期	前期	当期	3年後計画	5年後計画
売上高						
売上原価						
売上総利益						
販売費及び一般管理費						
(人件費)						
(その他)						
営業利益						
営業外収益						
営業外費用						
経常利益						
特別利益						
特別損失						
税引前当期純利益						
法人税、住民税及び事業税						
当期純利益						
参考	減価償却費					
	借入金残高					



ところで、鈴木さん。
「経営計画」を立ててみたんだけど、
計画倒れで終わっては意味がない。
何かサポートしてくれる仕組みは
ないのかなあ。

そこなんですよ！ 社長。
チャレンジしている企業には、国などが応援してくれる制度があるんですよ。「中小企業等経営強化法」という法律があって、それに基づいて経営革新にチャレンジしていく企業をサポートしていきます。次のページからその説明をしますので、一緒にみていきましょう。



【ここがポイント】
経営計画を作成するときのポイントは2つあります。
① 具体的で、現実とあまり乖離しすぎないものであること
② 目標額を具体的な数値で示すこと

第二部 経営革新計画に挑戦しよう！

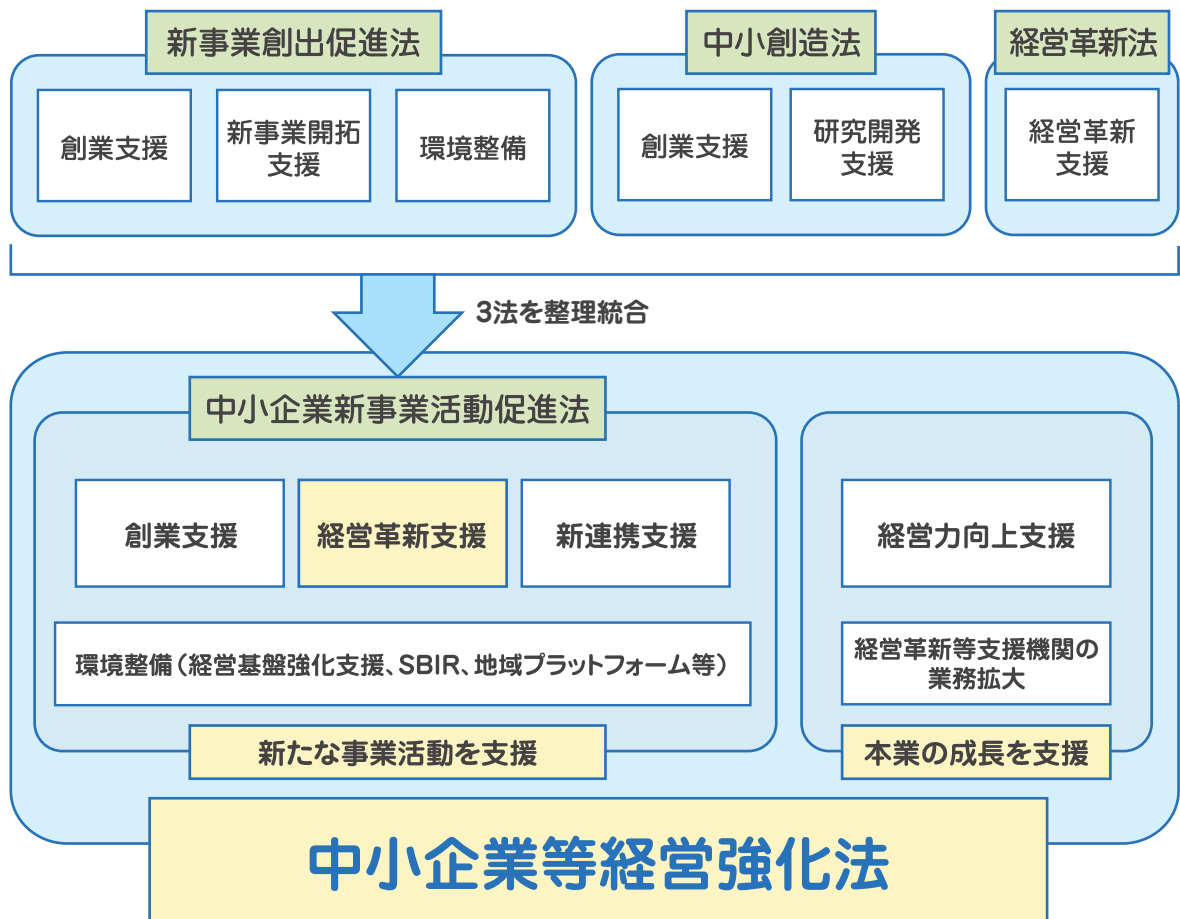
Q6 「中小企業等経営強化法」とは、どのような法律ですか？

A

平成28年7月1日に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業新事業活動促進法)」を改正する「中小企業等経営強化法」が施行されました。

「中小企業新事業活動促進法」は、「創業」、「経営革新」、「新連携」といった中小企業の新たな事業活動の促進を柱とした法律であり、①中小企業経営革新支援法、②中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法、③新事業創出促進法の3つの法律を整理統合したものでした。

「中小企業等経営強化法」は、これら「新たな事業活動」に加えて、これまで支援対象となっていなかった「本業の成長」を支援し、中小企業の生産性向上を図るために、様々な支援を規定しています。



● 経営革新以外の施策については、中小企業庁ホームページで紹介しています。

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

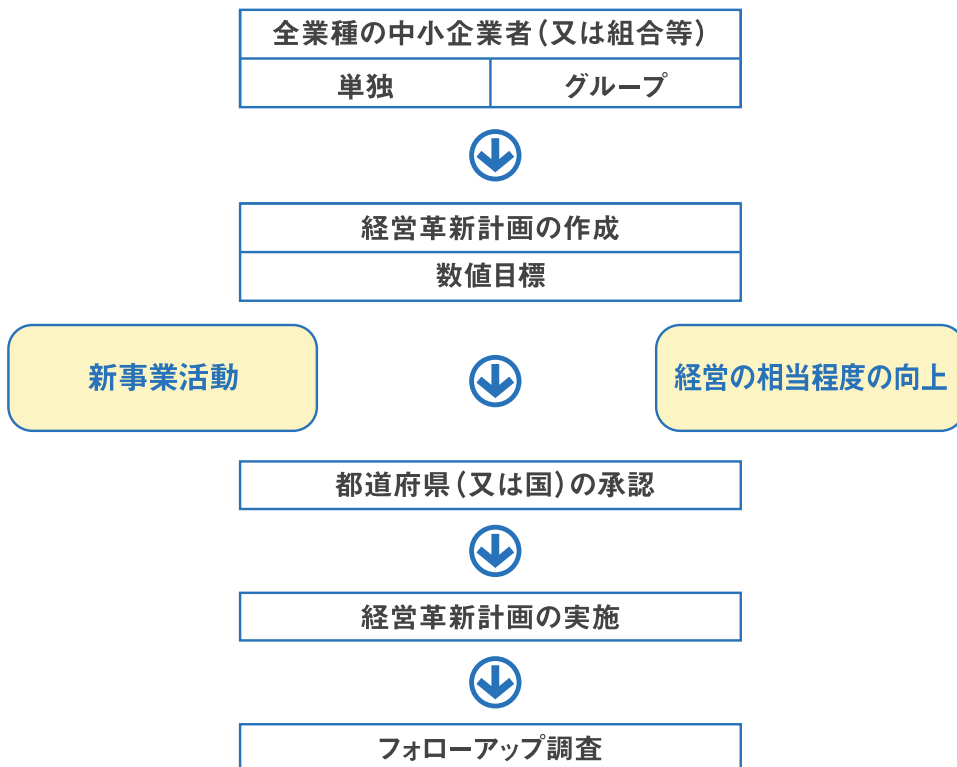
Q7 この法律で「経営革新」とは、どのようなことですか？

A

「中小企業等経営強化法」では、「経営革新」を「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています。（中小企業等経営強化法 第2条第7項）

なお、この法律の「経営革新」には、次のような特徴があります。

- ①業種による制約条件をつけないで、全業種の経営革新を支援します。
- ②単独の企業だけでなく、任意グループや組合等の柔軟な連携体制での経営革新計画の実施が可能です。
- ③具体的な数値目標を含んだ経営革新計画の作成が要件となっています。
- ④都道府県等が、承認企業に対して、経営革新計画の開始時から1年目以後2年目以前に、進捗状況の調査（フォローアップ調査）を行うとともに、必要な指導・助言を行います。



【ここがポイント】

経営革新こそが、21世紀の厳しい競争を勝ち抜くキーワードです。「経営革新」は、事業者が新事業活動に取り組み、経営目標を設定し、経営の相当程度の向上を図ることです。ぜひ、チャレンジしてください。



Q8 「新事業活動」とは、どのようなものですか？

A

「新事業活動」とは、次の4つの「新たな取り組み」をいいます。経営革新計画を作成することにより、「新たな取り組み」の目標、重点課題等が明らかになり、進捗状況確認により機能的に事業を行うことができます。

「新事業活動」とは、

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

(中小企業等経営強化法第2条第6項)

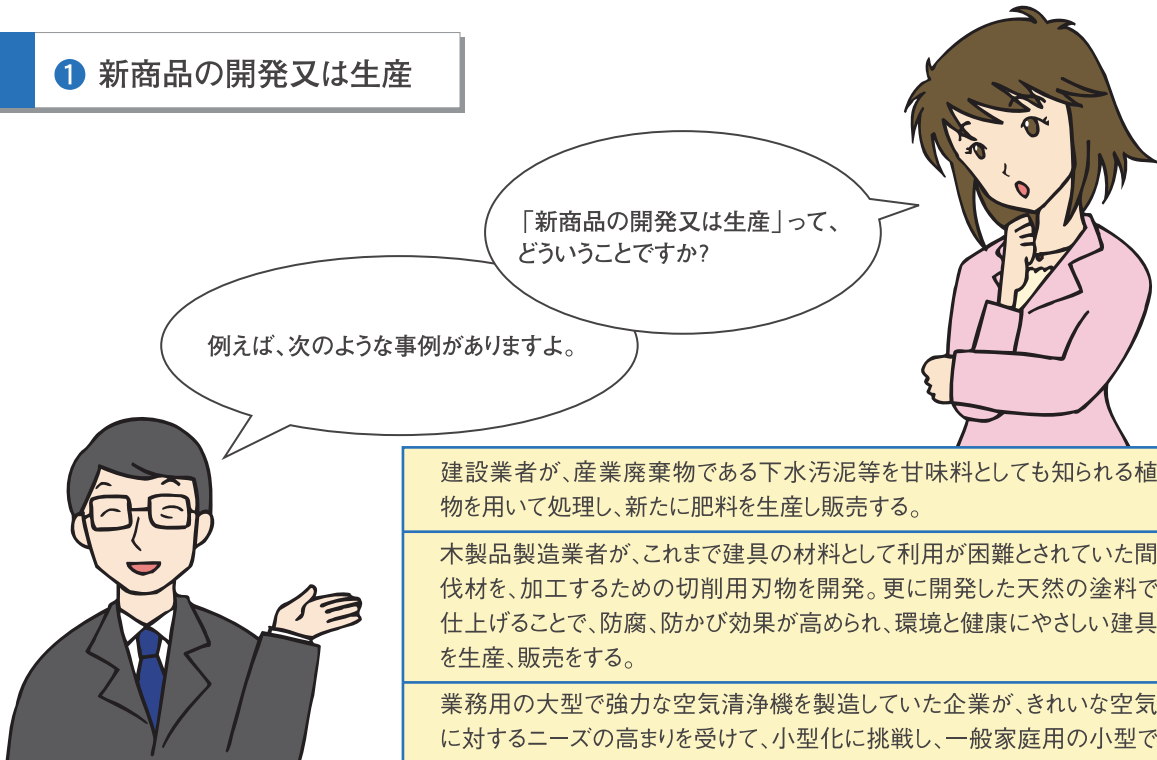


「新商品の開発又は生産」とか
「新役務の開発又は提供」とか言われても、
あまり、ピンときませんね。
もっとわかりやすく説明してください。

わかりました。
では、これらの4つの
それぞれの取り組みについて、
具体的な事例を紹介しましょう。



① 新商品の開発又は生産



「新商品の開発又は生産」って、
どういうことですか？

例えば、次のような事例がありますよ。

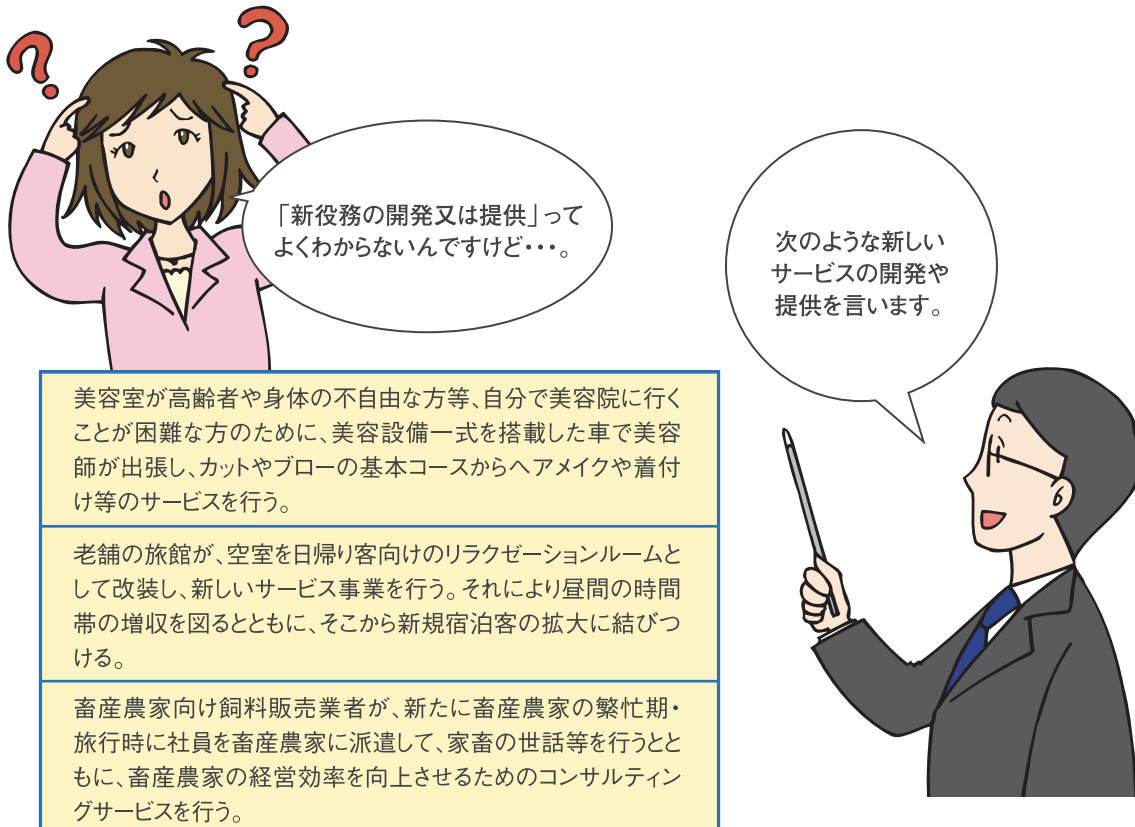
建設業者が、産業廃棄物である下水汚泥等を甘味料としても知られる植物を用いて処理し、新たに肥料を生産し販売する。

木製品製造業者が、これまで建具の材料として利用が困難とされていた間伐材を、加工するための切削用刃物を開発。更に開発した天然の塗料で仕上げることで、防腐、防かび効果が高められ、環境と健康にやさしい建具を生産、販売をする。

業務用の大型で強力な空気清浄機を製造していた企業が、きれいな空気に対するニーズの高まりを受けて、小型化に挑戦し、一般家庭用の小型で強力な空気清浄機を開発する。

産業廃棄物業者が、茶がらやさとうきびかす等の植物性廃棄物を、生分解可能な容器にリサイクルする技術を開発。これらの製品は環境に負荷を与えることなく、廃棄処理ができる。

② 新役務の開発又は提供



「新役務の開発又は提供」って
よくわからないんですけど・・・。

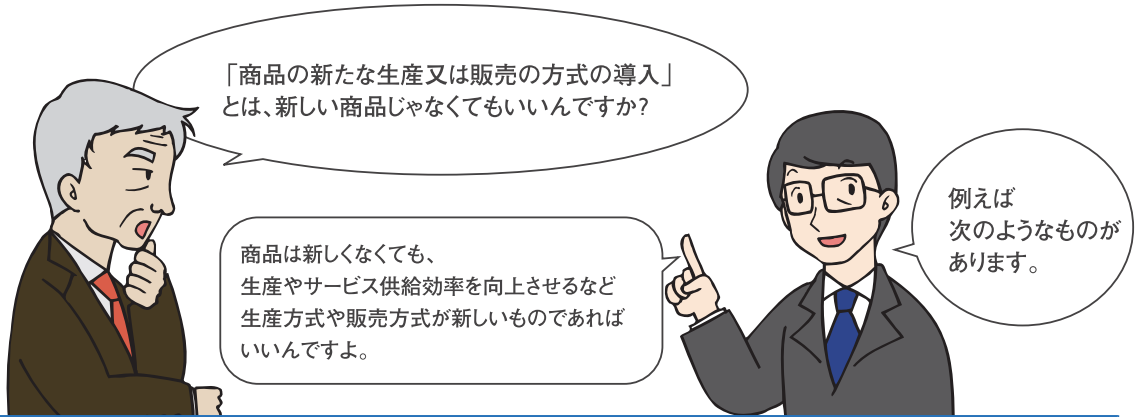
次のような新しい
サービスの開発や
提供を言います。

美容室が高齢者や身体の不自由な方等、自分で美容院に行くことが困難な方のために、美容設備一式を搭載した車で美容師が出張し、カットやブローの基本コースからヘアメイクや着付け等のサービスを行う。

老舗の旅館が、空室を日帰り客向けのリラクゼーションルームとして改装し、新しいサービス事業を行う。それにより昼間の時間帯の増収を図るとともに、そこから新規宿泊客の拡大に結びつける。

畜産農家向け飼料販売業者が、新たに畜産農家の繁忙期・旅行時に社員を畜産農家に派遣して、家畜の世話等を行うとともに、畜産農家の経営効率を向上させるためのコンサルティングサービスを行う。

③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入



果物の小売業者が、本格的なフルーツバーラーを開店。

果実店で培われた果物についての知識等の強みを活かすとともに、フルーツ&ベジタブルマイスターの資格を持つ店員が常駐し、高品質フルーツを使ったスイーツや、フルーツや野菜のフレッシュジュース、健康を意識した野菜を取り入れたランチメニューも提供。

金属加工業者が、金属熱加工製品の開発に伴う、実験データを蓄積することにより、コンピューターを利用して、熱加工による変化を予測できるシステムを構築する。それにより、実験回数を減らし、新商品開発の迅速化とコスト削減を図る。

食品加工業者が、製品のトラブルの発生を防ぎ、消費者・取引先からの信頼を得るために、新しい品質管理のシステムである「HACCP（危害分析重要管理点方式）」対応の新工場を建設する。

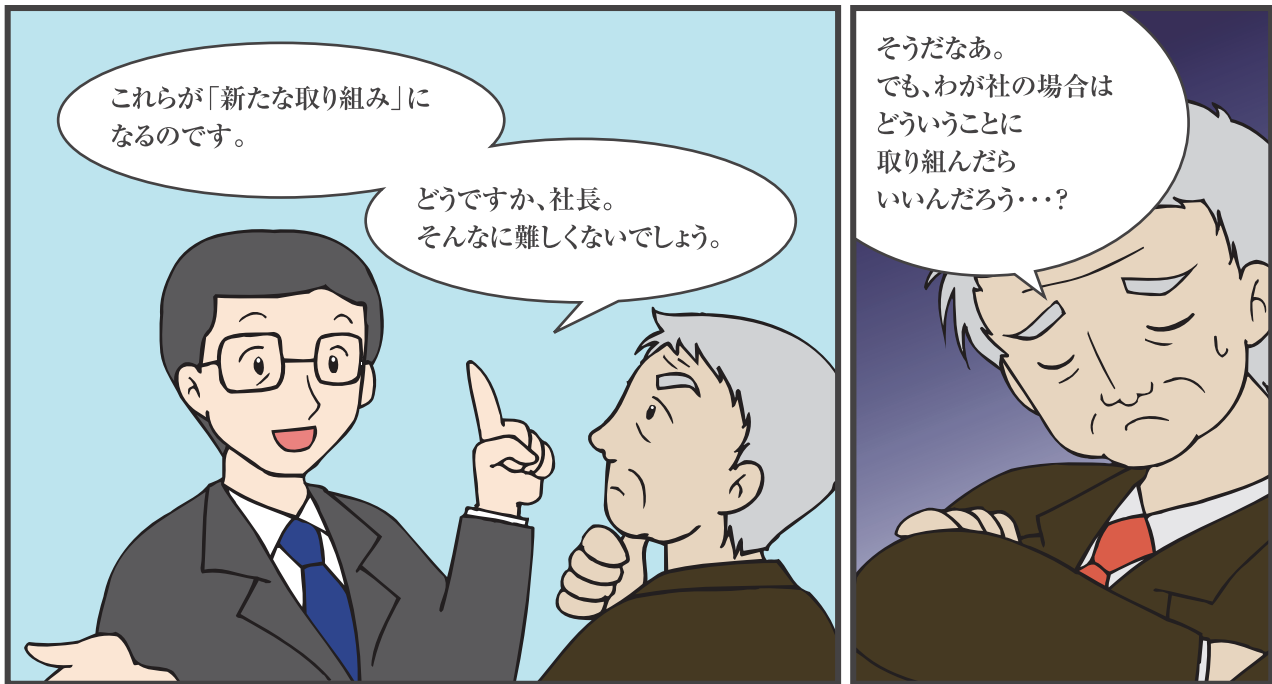
④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動



不動産管理会社が、企業の空家となった社員寮を一括借り上げて、それを高齢者向けに改装し、介護サービス、給食サービスを付加して、高級賃貸高齢者住宅として賃貸する。

タクシー会社が、乗務員に介護ヘルパーや介護福祉士の資格を取得させ、病院や介護施設への送迎などのタクシー利用者を獲得し、高齢者向け移送サービスで介護サービス事業へ進出して多角化を図る。

美容室が写真館を併設。成人式や七五三、結婚式などの記念撮影時、その場で撮影することが可能となり、移動の手間や、着付けが乱れるといった問題を解消するサービスを提供し、新規顧客の獲得につなげる。



【ここがポイント】

個々の中小企業者にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合でも原則として承認の対象となります。

ただし、

- ① 業種毎に同業の中小企業の当該技術等の導入状況
- ② 地域性の高いものについては、同一地域における同業他社における当該技術等の導入状況

を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については、承認対象外となります。

(基本方針 第2 経営革新 1(一))



Q9 「経営の相当程度の向上」とは、どのようなものですか？

A

次の2つの指標が、3年～5年で、相当程度向上することをいいます。

- (1) 「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率
- (2) 「経常利益」の伸び率

経営革新計画として承認されるためには、計画期間である3年～5年のそれぞれの期間終了時における「伸び率」がポイントとなります。
それぞれの計画期間終了時における経営指標の目標伸び率は、次のとおりです。

計画終了時	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

(注)「年率3%以上の伸び率」

(注)「年率1%以上の伸び率」

「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

「付加価値額」
って

よくわからない
んですけど…。

$$\text{一人当たりの付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業員数}}$$

経営の向上を見るのに、売上高や加工高だと、経営の一面しか見ることはできませんね。その点、ここでいう「付加価値額」は、企業活動の全体像を把握し、企業が生み出した価値を総合的に判断するため、営業利益に企業活動の源となる雇用(人件費)と投資(減価償却費)を加えたものなんです。



経常利益

$$\text{経常利益} = \text{営業利益} - \text{営業外費用（支払利息・新株発行費等）}$$

(注) 中小企業等経営強化法における経営革新では、「経常利益」の算出方法が通常の会計原則とは異なり、基本的に営業外収益は含みません。
ただし、基本方針の考え方を踏まえて実情に応じ、営業外収益を考慮して下さい。

経常利益の算出については、計画の承認を受けた中小企業者の資金調達に係る財務活動に係る費用（支払利息、新株発行費等）を含み、本業との関連性の低いもの（有価証券売却益、賃料収入等）は含まないものとする。（基本方針 第2 経営革新 2（二））



【ここがポイント】

「経営目標の設定の意義」は、事業者が経営向上に関する目標を設定することにより、経営目標を達成するための経営努力をしていただくことがねらいです。このため、承認を行った国（地方局を含む。）又は都道府県が、計画実施中にフォローアップ調査を行い、対応へのアドバイスをを行います。また、計画終了時には、成果の状況を確認し、今後の経営革新施策に反映させるため、終了企業調査を行います。

(注) 任意グループ等において共同で経営革新計画を作成する場合には、

- ① グループ全体としての「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」及びグループ全体としての「経常利益」
 - ② グループ参加者個々の「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」及びグループ参加者個々の「経常利益」
- のどちらを適用してもよいことになっています。



Q10 経営革新計画の具体例と、その効果を教えてください。

A

ここでは、「新商品の開発又は生産」と「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」に取り組んだある企業の経営革新計画を例にとってみます。

S社 東京老舗の和菓子小売製造業

【現状】

当社は大正時代から、大福を中心とした和菓子の製造小売業を営んでいます。最近、顧客数が減少し、売上げが毎年減少している状況です。その原因は、次の2つが考えられます。

- ① 大福はおいしいが、日持ちがしないため、作り置きができない。
- ② 大福はありきたりで、特に若い人には人気が無く、贈答用として客離れが起きている。



【計画内容】

そこで、日持ちがして、一般向けにインパクトの大きい新商品の開発に着手しました。さらに、販売方式についても検討しました。

- ① 新商品は「景気上昇最中」（景気上昇さいちゅうとも読むことができる）と命名しました。大福ではなく日持ちがする最中にすることにより、事前に作り置きができる商品にしました。
- ② 当店はビジネス街に近い立地なので、景気の良いネーミングで贈答用に利用してもらうことを考えました。
- ③ パッケージを工夫し、包装の上から、「景気上昇最中」の文字が見えるよう、包装デザインの開発のために補助金を活用しました。
- ④ 健康志向に対応するため、餡（小豆）は食物繊維やポリフェノールを豊富に含み、砂糖は脳の働きを良くし、黒糖（黒字になるように黒にかけて）はミネラルやビタミン類を多く含んでいるなど、素材に栄養価の高い自然食品を使用していることについて、補助金の交付を受けて積極的な広告宣伝活動を行いました。
- ⑤ インターネットで注文を受け、地方発送ができるように、ホームページ作成や、インターネット販売に必要な設備投資を、低利融資を利用して整備しました。
- ⑥ 計画実施により、5年後の経営指標の目標伸び率を、それぞれ付加価値額30%、一人当たりの付加価値額20%、経常利益6%の向上としました。



【効果】

- ① 会社の贈答用として利用していただけるようになり、売上げが増加しました。
- ② 日持ちのする最中にしたことにより、生産が平均化され生産効率が上がりました。
- ③ 製造ラインではパート社員を活用することにより、売上に対する人件費比率を減少させることができました。
- ④ 日持ちのする最中を生産することにより、材料の無駄や、賞味期限切れの商品の廃棄が減り、利益率が向上しました。これらの結果、目標とする経営指標の向上をクリアすることができました。

Q10

経営革新計画の具体例と、その効果を教えてください。

Q11 経営革新計画が承認されると、どのような支援措置がありますか？

A 経営革新計画の承認を受けると、低利の融資など多様な支援策を受けることができます。

具体的な支援策の内容

保証・融資の優遇措置	
(1) 信用保証の特例	20ページ
(2) 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度	21ページ
(3) 高度化融資制度	22ページ
(4) 食品流通構造改善促進機構による債務保証	23ページ
海外展開に伴う資金調達の支援措置	
(1) スタンドバイ・クレジット制度	26ページ
(2) 中小企業信用保険法の特例	27ページ
(3) 日本貿易保険(NEXI)による支援措置	27ページ
投資・補助金の支援措置	
(1) 起業支援ファンドからの投資	28ページ
(2) 中小企業投資育成株式会社からの投資	28ページ
(3) 経営革新関係補助金	29ページ
販路開拓の支援措置	
(1) 販路開拓コーディネート事業	30ページ
(2) 新価値創造展	31ページ
その他の優遇措置	
特許関係料金減免制度	32ページ

こんなにたくさんの支援措置がありますが、
計画の承認は支援措置を保証するものではありません。
計画の承認後、利用を希望する支援策の実施機関の
審査が必要となります。



Q11 経営革新計画が承認されると、どのような支援措置がありますか？

Q12 保証・融資の優遇措置には、どのようなものがありますか？

A

中小企業者に対する融資の制度はいろいろありますが、経営革新計画の承認を受けると、主に次の4つの保証・融資の優遇措置があります。

- (1) 信用保証の特例
- (2) 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度
- (3) 高度化融資制度
- (4) 食品流通構造改善促進機構による債務保証制度

(1) 信用保証の特例

「信用保証の特例」とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。経営革新計画の承認を受けた中小企業者については、①普通保証等の別枠設定と②新事業開拓保証の限度額引き上げがあります。

 **対象者**→経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

支援内容

①普通保証等の別枠設定

「経営革新計画」の承認事業に対する資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠を設けています。

限度額	通常	別枠
普通保証	2億円(組合は4億円)	2億円(組合は4億円)
無担保保証 (うち特別小口)	8,000万円 (うち1,250万円)	8,000万円 (うち1,250万円)

+

支援内容

②新事業開拓保証の限度額引き上げ

経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの(研究開発費用)について、付保限度額を引き上げています。

通常 2億円 → **3億円** **組合** 4億円 → **6億円**

【ここがポイント】

金融機関からの融資を受けるにあたり、信用保証協会からの債務保証を受ける際には、次の3つの保証形態があります。

- ①『普通保証』(有担保・有保証人)
- ②『無担保保証』(無担保・有保証人)
- ③『特別小口保証』

なお、特別小口保証の対象者は小規模企業者であるため、従業員は20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の事業者となります。



(注)・他の支援策による特別枠をすでに利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合があります。
・計画の承認は支援を保証するものではなく、計画の承認後に別途審査が必要となります。

【問い合わせ先】 各都道府県等の信用保証協会
(一社)全国信用保証協会連合会 TEL: 03-3271-7201(代表)

(2) 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度

日本政策金融公庫では、中小企業者に対して事業に必要な資金を長期・固定で融資しています。経営革新計画に基づく事業を行うために必要な設備資金及び運転資金については金利が優遇されており、通常よりも低い利率で融資が受けられます。

対象者 → 経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

① 中小企業事業

	新事業育成資金 ※注1	新事業活動促進資金
貸付限度額	6億円	設備資金 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)
貸付利率 ※注2	基準利率▲0.9%	基準利率▲0.65% ※注3

※注1: 公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を得た者が対象となります。

※注2: 貸付利率は信用リスク、融資期間等に応じた所定の利率が適用されます。

※注3: 2億7千万円超及び土地に係る資金は基準利率となります。

② 国民生活事業

	新事業活動促進資金
貸付限度額	設備資金 7千2百万円 (うち運転資金4千8百万円)
貸付利率 ※注1	基準利率▲0.65% ※注2
担保・保証人	希望に応じて要相談 ※注3

※注1: 貸付利率は信用リスク、融資期間等に応じた所定の利率が適用されます。

※注2: 土地にかかる資金は基準利率となります。

※注3: 担保を不要とする融資なども取り扱っています。詳しくは、公庫支店の窓口までお問い合わせください。

(株)日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)

事業資金相談ダイヤル


0120-154-505

計画の承認は支援を保証するものではなく、
計画の承認後に別途審査が必要です!
計画の申請と並行して、関係機関に相談して
おきましょう!



(3) 高度化融資制度

高度化事業とは、中小企業者が共同で工場団地を建設したり、商店街にアーケードを設置する事業などに対し、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構の診断・助言を受けた上で、長期・低利で融資が受けられるものです。なお、経営革新計画に基づき下記的高度化事業を実施する組合等は、無利子になります。

 **対象者** → 経営革新計画の承認を受けて、高度化事業に取り組む組合等（経営革新計画承認グループ事業は、4社以上の任意グループも対象）

集 団 化 事 業	生産や物流に適した場所に工場団地などをつくり、みんなで移転します。
施設集約化事業	工場などが1つに集まって、設備の整った施設をつくり、みんなで入居します。
共同施設事業	物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくります。
設備リース事業	1社では導入が難しい設備を組合で購入して、各組合員企業に買取予約付きでリースします。
企業合同事業	中小企業者が相互に合併したり、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図ります。
経営革新計画承認グループ事業	承認された経営革新計画に従って、新商品・新技術開発や情報収集を行うために、共同で利用する研究施設や試験機器などを設置します。
貸 付 利 率	0.50%（平成28年度の場合）又は無利子
貸 付 対 象	土地 建物 構築物 設備
償 還 期 限	据置期間を含む20年以内であって、都道府県が適当と認める期限
据 置 期 間	3年以内
貸 付 割 合	貸付対象施設の整備資金の80%以内

【問い合わせ先】 都道府県担当部局（53ページ参照）
 中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課
 TEL：03-5470-1528

Q12

保証・融資の優遇措置には、どのようなものがありますか？

(4) 食品流通構造改善促進機構による債務保証

食品製造業者等は、経営革新計画の実行にあたり、金融機関から融資を受ける際に、食品流通構造改善促進機構による債務保証を受けられます。

 **対象者** → 経営革新計画の承認を受けた食品製造業者等に該当する中小企業者及び組合等

支援内容	
保証限度額	6億5千万円
保証料率	食品流通改善促進機構所定の料率
対象資金	承認経営革新計画の実施に必要な設備資金並びに同事業の維持発展に必要な試験研究費、試作費、市場調査費等の運転資金
保証期間	設備資金20年以内(うち据置期間は最長3年)、運転資金5年以内

【問い合わせ先】 公益財団法人 食品流通構造改善促進機構 基金推進グループ
TEL : 03-5809-2176

Q13 海外展開に伴う資金調達の支援措置には、どのようなものがありますか？

A

中小企業者が承認経営革新計画に従って海外において経営革新のための事業を行う場合、以下の資金調達支援を受けることができます。

- (1) スタンドバイ・クレジット制度（株式会社日本政策金融公庫法の特例）
- (2) 中小企業信用保険法の特例
- (3) 日本貿易保険（NEXI）による支援措置

（注）計画の承認は支援を保証するものではなく、計画の承認後に別途、各支援機関による審査が必要になります。

現地子会社の資金調達支援

日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を通じ、中小企業者の外国関係法人等の現地通貨建ての円滑な資金調達を支援します。

海外展開のための国内における資金調達支援

中小企業信用保険法の保険限度額の増額により、日本企業が海外展開を図る際に、外国法人を設立した場合における出資、貸付に要する資金調達を支援します。

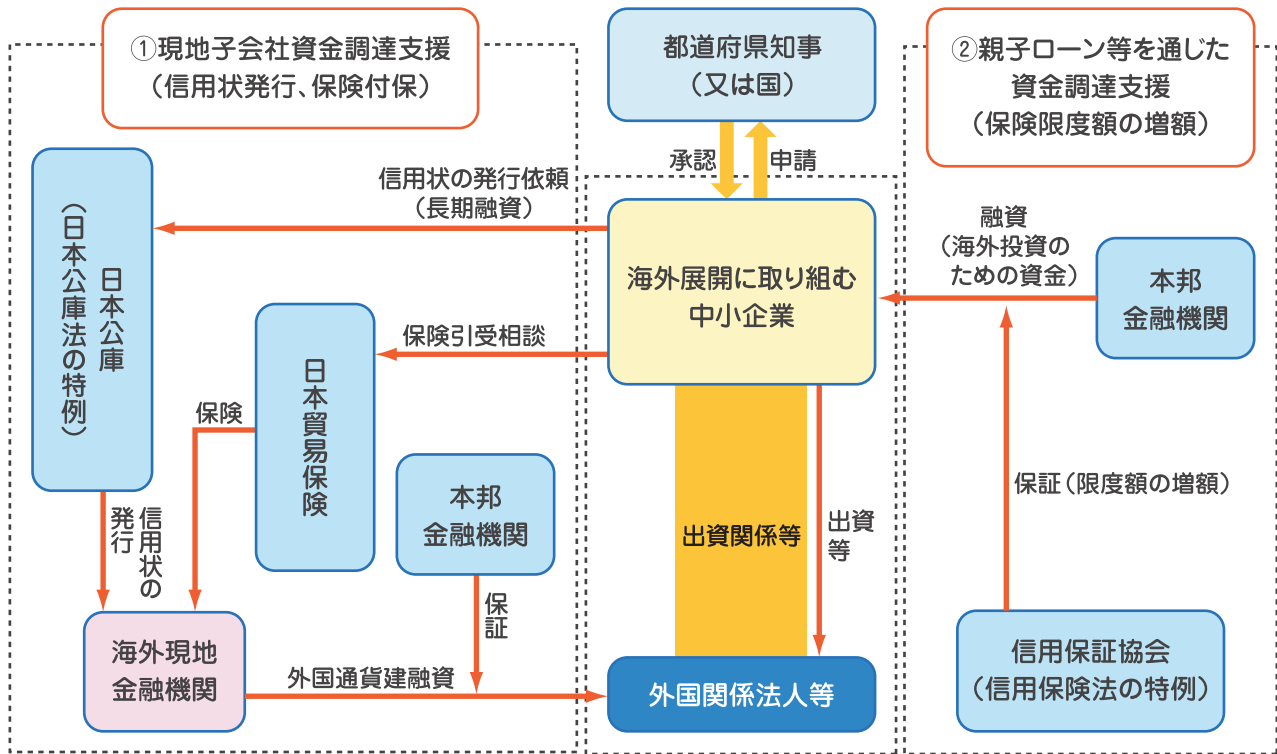
（注）「外国関係法人等」とは、中小企業者または組合等がその経営を実質的に支配している関係にある外国の法人又は団体のことです。具体的には、中小企業者等と以下のイからハの関係にある外国の法人又は団体等が該当します。詳細は承認申請先（各都道府県または経済産業局）または各支援機関までお問い合わせください。

	株式等の総数又は総額の一定水準	役員数の占める一定比率
イ	50%以上	（条件なし）
ロ	40%以上50%未満	役員50%以上
ハ	20%以上40%未満かつ筆頭株主	役員50%以上

Q13

海外展開に伴う資金調達の支援措置には、どのようなものがありますか？

[海外資金調達支援の概要図]



【ここがポイント】

- ①は、海外の子会社が、設備や原材料購入等の代金を現地で決済するため必要な資金を、現地の金融機関から現地の通貨で借り入れしやすくするものです。
 - ②は、国内の親会社が、海外に子会社を設立したりするときに必要な資金を、国内金融機関から借り入れしやすくするものです。
- 詳しい支援内容は次ページ以降をご確認ください。
いずれの場合も、各支援機関には申請の準備と並行して相談しておきましょう。



(1) スタンドバイ・クレジット制度 (株式会社日本政策金融公庫法の特例)

中小企業者の外国関係法人等が、現地(海外)の金融機関から期間1年以上の長期資金を借入する際に、日本政策金融公庫が信用状を発行しその債務を保証する制度です。本制度により、外国関係法人等による海外での現地通貨の円滑な調達を支援します。

 **対象者** → 承認を受けた経営革新計画に従って、海外展開に取り組む中小企業者及び組合等

● 支援内容

日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度		
保証の方法	信用状(スタンドバイ・クレジット)の発行	
補償限度額	一法人あたり4億5千万円	
補償料率	日本公庫所定の料率	
保証の対象となる貸付金債権(海外金融機関の融資内容)	資金用途	設備資金及び長期運転資金
	融資期間	1年以上5年以内
	貸付金債権の相手方(債務者)	経営革新計画の承認を受けた中小企業者(海外支店)またはその外国関係法人等

【問い合わせ先】 日本政策金融公庫 中小企業事業 各支店
事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

(2) 中小企業信用保険法の特例

中小企業者が国内の金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際、承認を受けた経営革新計画に従って海外において事業を行う中小企業者及び組合等については、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。

 **対象者** → 海外直接投資事業を伴う経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

支援内容 海外投資関係保証の限度額の引き上げ

経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、海外投資関係保証の対象となるものについて、付保限度額を引き上げています。

通常 1企業：2億円 → **特例** 1企業：3億円
1組合：4億円 1組合：6億円

【問い合わせ先】 各都道府県等の信用保証協会
(一社)全国信用保証協会連合会 TEL: 03-6823-1200(代表)

(3) 日本貿易保険(NEXI)による支援措置

中小企業者の外国関係法人等が、現地(海外)の金融機関から借り入れを行う際に、地銀等の保証に加え、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)が、海外事業資金貸付保険を付保する制度です。本制度により、外国関係法人等による海外での現地通貨の円滑な調達を支援します。

 **対象者** → 海外展開に取り組む中小企業者及び組合等

●支援内容

貿易保険法に基づく支援制度		
保険の種類	海外事業資金貸付(貸付金債権等)	
保険引受限度額	上限の定めは特になし	
保険料率	日本貿易保険所定の保険料率	
保険の対象となる貸付金債権(海外金融機関の融資内容)	資金用途	設備資金及び運転資金
	貸付金債権の相手方(債務者)	中小企業者の外国関係法人等

※経営革新計画の承認を受けていなくともご利用になれます。

【問い合わせ先】 (独)日本貿易保険 営業第二部
TEL: 03-3512-7675

Q14 投資を受けたいのですが、どのようなものがありますか？

A (1) 起業支援ファンドからの投資 (2) 中小企業投資育成株式会社からの投資
があります。

(1) 起業支援ファンドからの投資

ベンチャー企業等への投資の円滑化を目的として民間のベンチャーキャピタル等が運営するベンチャーファンド(投資事業有限責任組合)へ中小企業基盤整備機構が出資を行い、当該ファンドがベンチャー企業等へ投資を行うことにより、資金調達支援及び経営支援を行います。起業支援ファンドは、主に創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業等へ投資を行うファンドです。

 **対象者** → 創業又は成長初期段階の有望なベンチャー企業等

● 支援内容

主に株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供、加えて踏み込んだ経営支援(ハンズオン支援)を行います。

【問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構ファンド事業部ファンド企画課 TEL: 03-5470-1672

(2) 中小企業投資育成株式会社からの投資

原則、資本金の額が3億円以下の株式会社が、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることによって、自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます。

 **対象者** → 経営革新計画の承認を受けた資本金の額が3億円超の株式会社も対象

中小企業等経営強化法に基づく承認経営革新計画に従って、経営革新のための事業を行うために設立する株式会社および経営革新のための事業を行う株式会社の資本金の額が3億円を超える場合であっても投資対象になります。

● 投資の内容

- ① 会社の設立に際し発行される株式の引受け
- ② 増資株式の引受け
- ③ 新株予約権の引受け
- ④ 新株予約権付社債等の引受け

※なお、中小企業投資育成株式会社から投資を受けた会社は、必要に応じ追加投資も受けられます。

● 育成事業(コンサルティング事業)

中小企業投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を引き受けている投資先企業からの依頼により、信頼できるパートナーとして、各種個別経営相談に応じています。



【ここがポイント】

経営革新計画の承認を受けることにより、原則対象外の資本金の額が3億円を超える株式会社も対象になります。

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただいた後、審査を経て投資の可否が決定されます。

【問い合わせ先】 東京中小企業投資育成株式会社 TEL:03-5469-1811(本社)
名古屋中小企業投資育成株式会社 TEL:052-581-9541(本社)
大阪中小企業投資育成株式会社 TEL:06-6459-1700(本社)
TEL:092-724-0651(九州支社)

Q15 経営革新への取り組みに対して、補助金はありますか？

A

平成17年度まで国と都道府県がそれぞれ1/3ずつ計2/3を限度として補助する経営革新補助金がありましたが、平成18年度に廃止しました。しかし、各都道府県によっては、引き続き経営革新画承認企業に対して、直接補助する制度がありますので、都道府県担当部局にお問い合わせください。

また、経営革新計画の承認の有無にかかわらず、国から技術開発、販路開拓等のために直接補助する制度がありますので、経済産業局担当課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 都道府県担当部局 (53ページ参照)
地方経済産業局 (53ページ参照)



お役立ち情報

中小企業ビジネス支援ポータルサイト

J-Net21 <http://j-net21.smrj.go.jp/>

中小企業施策の情報を中心に、企業事例集や経営に役立つ情報などをインターネットで提供します。公的支援機関による中小企業向けの資金制度を簡単に検索できるコンテンツ「資金調達ナビ」では、補助金・助成金・融資といった制度別はもちろん、都道府県別にも検索可能です。また、「支援情報ヘッドライン」では、経営に役立つ支援情報を全国から収集して掲載中。経営革新に役立つセミナーなども探すことができます。情報は毎日更新!ぜひご活用ください。

【問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 TEL : 03-5470-1519

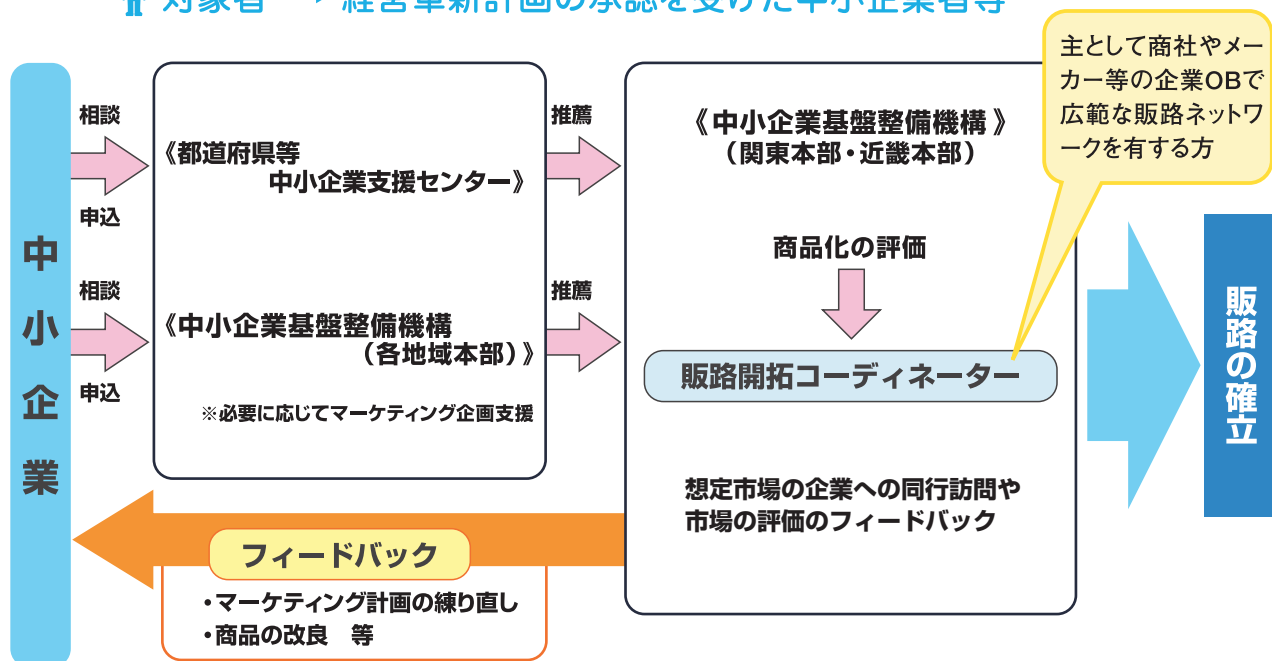
Q16 販路開拓を行う場合に、何か支援措置はありますか？

A (1) 販路開拓コーディネート事業 (2) 新価値創造展
があります。

(1) 販路開拓コーディネート事業

大規模なマーケットである首都圏・近畿圏の市場をターゲットとした、経営革新計画承認企業等の販路開拓を促進するため、中小企業基盤整備機構（関東本部・近畿本部）に、商社・メーカー等の企業OBを販路開拓コーディネーターとして配置し、新商品・新サービスを持つ企業のマーケティング企画から首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援します。

対象者 → 経営革新計画の承認を受けた中小企業者等



【ここがポイント】

- ◆この事業を希望する場合は、まず、都道府県等中小企業支援センター又は中小企業基盤整備機構(各地域本部)にご相談ください。(新規性等の一定の要件を満たす必要があり、ご希望に添えないこともあります。)
- ◆販路開拓支援活動の実施に際して、一部費用は申込企業の負担となります。
- ◆この事業は、販売代行や販売代理を行うものではありません。

【問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構(各地域本部)
がんばる中小企業「経営相談ホットライン」
TEL：0570-009-111 (受付時間：平日9:00～17:00)
都道府県等中小企業支援センター(53ページ参照)

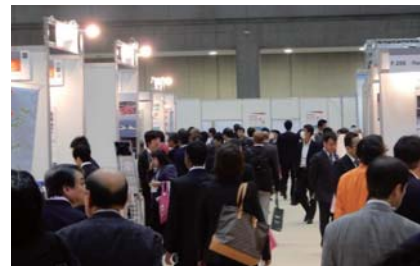
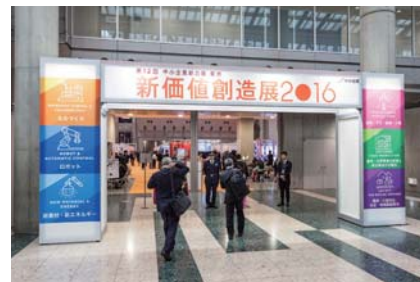
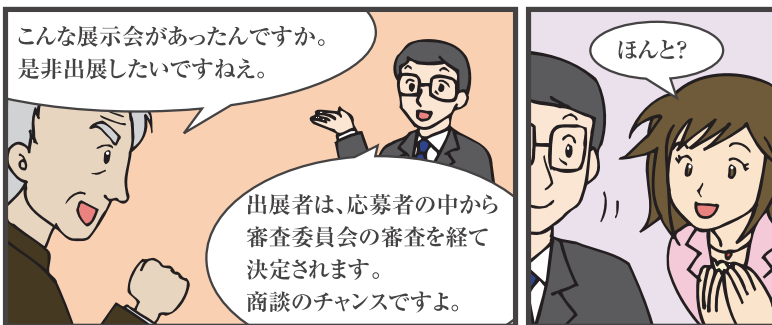
(2) 新価値創造展(中小企業総合展)

新価値創造展は、中小企業・ベンチャー企業が自ら開発した優れた製品・技術・サービスを展示・紹介することにより、販路開拓、業務提携といった企業間の取引を実現するビジネスマッチングの機会を提供するイベントです。

対象者 → 自ら開発した製品・技術・サービスを保有し、ビジネスマッチングを希望する中小企業・ベンチャー企業
 応募者の中から書面審査により出展者を決定します。
 ※経営革新計画の承認を受けていると、審査において評価の対象となります。

主催	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	
イベントの内容	<ul style="list-style-type: none"> ○出展企業が自社の新商品・技術・サービスをブース出展します。 ○出展企業が自社の新商品・技術・サービスをプレゼンテーションで紹介します。 ○社会・経済・政策のトレンドや展示会テーマの第一人者による講演・セミナーを開催します。 ○海外展開に役立つ海外展開セミナーと相談会を開催します。 	
出展料	<p>有料です。</p> <p>出展料とは別に、商談用テーブル・イスなどの備品リース料、電気工事及び使用料、仮設電話回線工事及び使用料等の実費がかかります。</p>	
開催時期及び場所	平成29年11月15日～17日(予定) 東京ビッグサイト 東7・8ホール(予定)	
出展申込	詳細が決まり次第HPに掲載いたします。	
直近の開催実績	平成28年10月31日～11月2日 東京ビッグサイト	出展企業数 538社・44機関 延べ来場者数 30,042人

また、新価値創造展とは別に、通年開催のウェブ上での展示会『新価値創造NAVI』を行っています。時間や場所に制限のないマッチングイベントとなっており、より一層の販路開拓拡大にお役立ていただけます。出展料は無料です。詳細はホームページをご覧ください。<http://shinkachi.smrj.go.jp/navi/>



新価値創造展2016

【問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構販路支援部 販路支援課 TEL: 03-5470-1525


Q17 特許を取得する場合に、何か優遇措置はありますか？

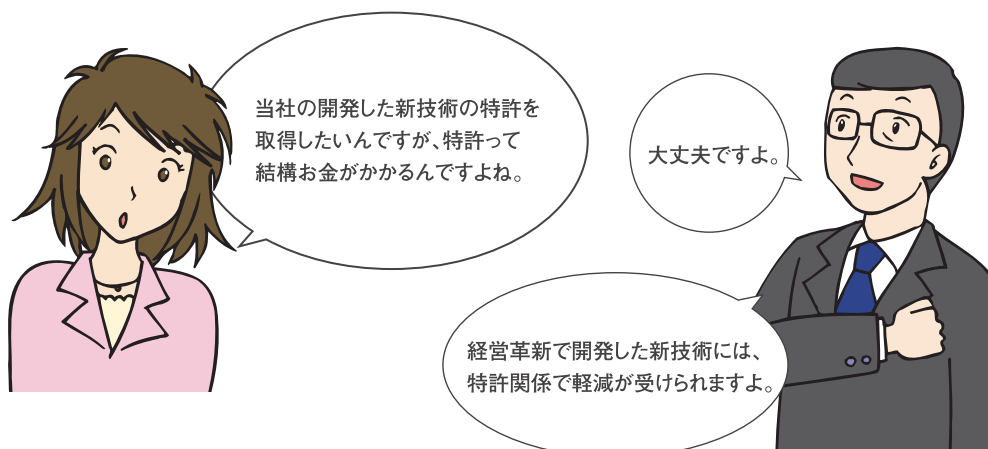
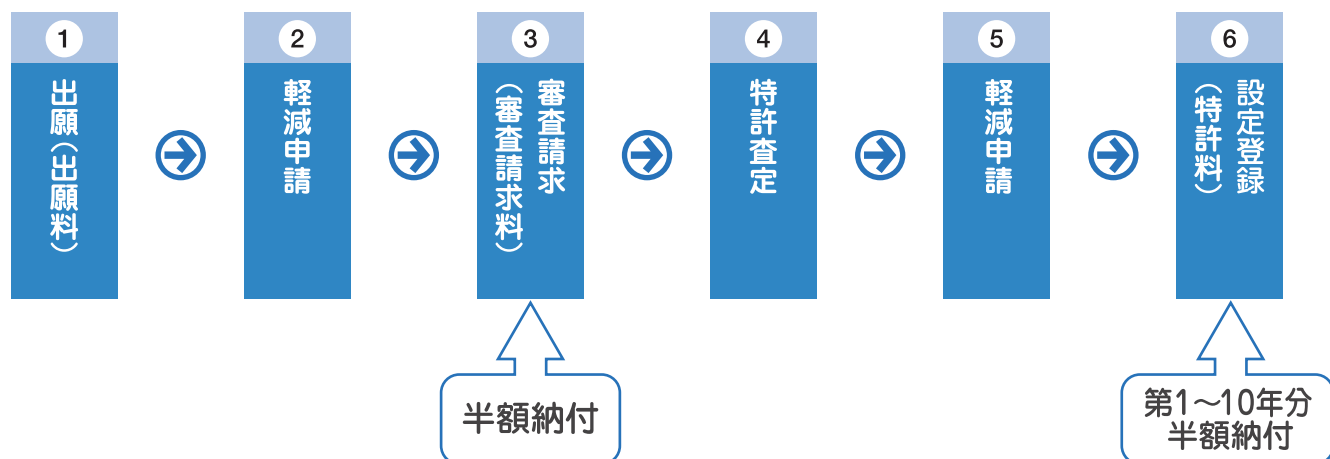
A

特許関係料金減免制度があります。これは、経営革新計画における技術に関する研究開発について、特許関係料金が半額に軽減される制度です。

対象となる特許関係料金は、次のとおりです。

- ・ 審査請求料
- ・ 特許料（第1年～第10年分）

 **対象者** → 承認経営革新計画における技術開発に関する研究開発事業の成果について、特許出願を行う中小企業者
(経営革新計画開始から計画終了後2年以内の出願が対象)



<本制度、手続の詳細（申請様式、必要書類等）>

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho24_4.htm

【問い合わせ先】 経済産業省産業技術環境局産業技術政策課 TEL:03-3501-1773

Q18

経営革新計画の作成をするためには、誰に相談したらよいですか。
また、承認後、計画を実施するためには、誰に相談したらよいですか？

A

都道府県の担当部局の他に次のような支援センターや相談窓口がありますので、ぜひご利用ください。

都道府県等中小企業支援センター

都道府県等中小企業支援センターでは中小企業の経営全般に知見を有する民間人材であるプロジェクトマネージャー等を配置し、商工会、商工会議所等の中小企業関係団体や政府系金融機関等の他の中小企業支援機関と連携し、中小企業の方が抱える問題に、ここに来れば問題解決の糸口が見つかるよう、相談窓口、専門家継続派遣、情報の提供等、ワンストップサービス型の支援を実施しています。

【問い合わせ先】 お問い合わせは53ページをご覧ください。

認定経営革新等支援機関

国が認定した、財務及び会計等の専門知識及び中小企業に対する支援実務経験を有する「経営革新等支援機関」が、経営革新等を行おうとする中小企業の経営資源の内容、財務内容等の分析、事業計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業実施に関する指導及び助言を行います。これまで認定した経営革新等支援機関は、全国で25,956機関(平成29年2月現在)となっており、税理士、公認会計士、弁護士、商工会、商工会議所、中小企業診断士、金融機関等が認定されています。なお、お近くの認定経営革新等支援機関については中小企業庁や中小企業基盤整備機構のホームページで検索することができます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

http://www.smrj.go.jp/shienkikan_search/search.php

よろず支援拠点

「よろず支援拠点」は、国が各都道府県に設置する経営相談所です。

売上拡大や経営改善などの様々な経営課題に対する専門家を各拠点に配置しており、中小企業・小規模事業者の経営上の悩みに親身に耳を傾け、適切な解決策をご提案するとともに、成果がでるまでフォローアップします。お近くのよろず支援拠点については以下のホームページよりご確認ください。<http://www.smrj.go.jp/yorozu/index.html>

中小企業基盤整備機構

全国9つのブロックに設置している、中小企業基盤整備機構各地域本部では、専門家相談窓口、専門家の派遣事業、施策情報の提供等、様々な支援事業を実施しています。

また、がんばる中小企業「経営相談ホットライン」を開設しています。全国どこからでも、TEL：0570-009111(受付時間:平日9:00～17:00)にかけていただければ、最寄りの中小企業基盤整備機構各地域本部につながり、経営に関するアドバイスを受けることができます。

Q18

経営革新計画の作成をするためには、誰に相談したらよいですか。また、承認後、計画を実施するためには、誰に相談したらよいですか？

第四部 経営革新計画を申請しよう！

Q19 経営革新計画の承認を受けるためには、どのような手続きが必要ですか？

A 経営革新計画の承認を受けるための手続きは、次のようになります。

① 都道府県担当部局等へ問い合わせ

対象者の要件、経営革新計画の内容、申請手続き、申請窓口、支援措置の内容等、ご相談ください。
なお、任意グループなど複数の中小企業者が共同で計画を作成する場合は、申請代表者・実施主体者の構成によっては、都道府県ではなく、国の地方機関等、あるいは本省が窓口になることもありますので、まずは、その点をご確認ください。

都道府県担当部局の他、県内の中小企業支援センター、商工会・商工会議所等、中小企業団体中央会等でも相談を受け付けています。



② 必要書類の作成、準備

計画承認申請書は、都道府県担当部局、国の地方機関等に用意しています。
申請書への記載は、申請様式に従ってください。

都道府県担当部局及び県内の中小企業支援センター、商工会・商工会議所等では申請書の書き方、ビジネスプランの策定の仕方等をアドバイスしています。(書類の具体的な記載方法は、40ページ以降参照)



③ 各都道府県担当部局、国の地方機関等への申請書の提出

申請書提出先は、申請代表者・実施主体者の構成で決まります。
本法に関連する債務保証、融資、補助金等を利用する場合は、計画申請と並行して当該関係機関と密接な連絡をとってください。(詳しくは都道府県担当部局、国の地方機関などにご相談ください。)

都道府県担当部局と支援策の実施機関は連携をとっていますので、ご希望の支援策の実施機関にお気軽にご相談ください。(申請書の提出先は、37,38ページ参照)



④ 都道府県知事、国の地方機関等の長の承認

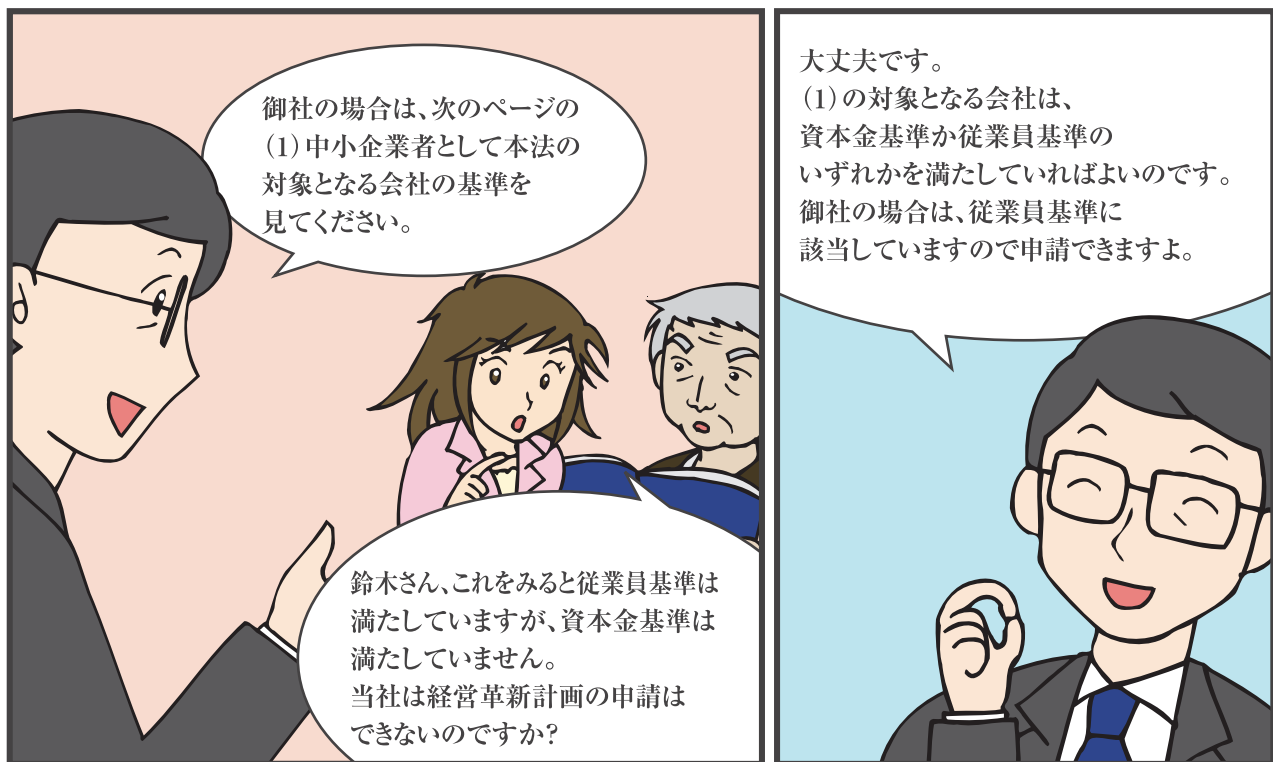
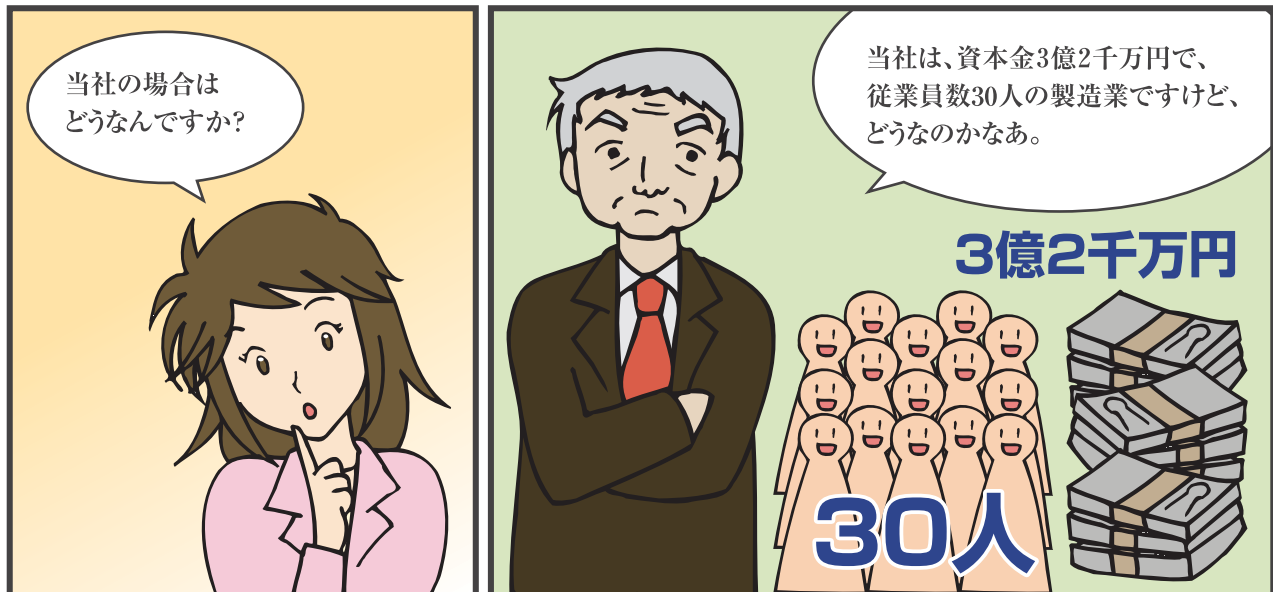
都道府県等による審査を経て、経営革新計画の承認がされます。
また、支援策の実施機関の審査後に支援措置などが行われます。
計画開始後、フォローアップのために、計画進捗状況調査などが行われます。

承認は支援措置などを保証するものではありません。支援策を活用できる対象になったということです。各支援策にはそれぞれ実施機関の審査があります。



Q20 経営革新計画は誰が申請できますか？

A 経営革新計画の申請ができるのは、次の(1)、(2)に掲げる中小企業者及び組合等です。



Q20

経営革新計画は誰が申請できますか？

(1) 中小企業者として経営革新計画の対象となる会社及び個人の基準(いずれかの基準に該当する者)

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(注)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(2) 中小企業者として経営革新計画の対象となる組合及び連合会

組合及び連合会	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること

(注)1.企業組合、協業組合は中小企業者に該当しますので、経営革新計画の対象となります。
2.一般社団法人は中小企業者には該当しませんが、その直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業等経営強化法第2条の中小企業者であるものについては、経営革新計画の対象となります。

Q21 経営革新計画の申請先はどこですか？

A

経営革新計画の申請先は、
 (1) 個別中小企業者による、又は個別中小企業者が共同で行う申請の場合
 (2) 組合等による申請の場合
 によって異なります。

(1) 個別中小企業者による、又は個別中小企業者が共同で行う申請の場合

1社単独の場合			
申請者	本社所在地	事業場所	申請先
a社のみ	A県	A県又は A県以外で活動	A県

複数社共同の場合(代表1社)			
申請者	本社所在地	事業場所	申請先
a社、b社、c社の 共同申請 代表1社:a社	A県 (代表a社の本社の所在地)	A県又は A県以外で活動	A県

複数社共同の場合(代表3社の場合)			
申請者	本社所在地	事業場所	申請先
a社、b社、c社、 d社、e社の共同申請 代表3社: a社、b社、c社	A県 (代表a社、b社、c社の本社が A県に存在)	A県又は A県以外で活動	A県
	A県、B県、C県 (代表a社、b社、c社の本社が それぞれA県、B県、C県に存在。 但しA県、B県、C県が同一の 地方局管内)	A県、B県、C県 又はそれ以外の 県で活動	事業所管省庁の 地方局又は経済 産業省の地方局
	A県、B県、C県 (代表a社、b社、c社の本社が それぞれA県、B県、C県に存在。 但しA県、B県、C県が同一の地方 局の区域を越える場合)	A県、B県、C県 又はそれ以外の 県で活動	事業所管省庁 又は中小企業庁

(注) 本社所在地とは、登記されている本社所在地です。

(2) 組合等による申請の場合

Q21

経営革新計画の申請先はどこですか？

1組合単独の場合			
申請者	主たる事務所所在地	事業場所	申請先
1組合等単独の場合	A県	A県内で活動	A県
		A県、B県で活動	A県を管轄区域に含む事業所管省庁の地方局又は経済産業省の地方局
		全国	事業所管省庁又は中小企業庁

複数組合等その他共同の場合(代表1名)			
申請者	主たる事務所所在地	事業場所	申請先
複数組合等その他共同の場合 (代表1名) (a組合等(代表)、b組合等、c社、d社)	A県 (代表a組合等がA県内に主たる事務所が存在)	代表の組合等がA県内で活動	A県
		代表a組合等が、A県、B県で活動 (A県、B県が同一の地方局管内)	事業所管省庁の地方局又は経済産業省の地方局
		代表a組合等が、A県、B県で活動 (A県、B県が同一の地方局の区域を越える場合)	事業所管省庁又は中小企業庁

(注) ただし、企業組合および協業組合は1組合1社とみなします。



Q22 経営革新計画の申請には、どのような書類が必要ですか？

A 申請にあたっては、基本的には次の書類を用意してください。

申請書類	
1	様式第9(変更申請の場合は、様式第10)、別表1~7の正本(1通)※
2	1の写し(1通)
3	中小企業者(又は組合等)の定款
4	中小企業者(又は組合等)の最近2期間の事業報告書、貸借対照表、損益計算書(これらが無い場合、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)

※(40ページ以降参照)

【ここがポイント】

申請の書類に関しては、次のような注意点があります。

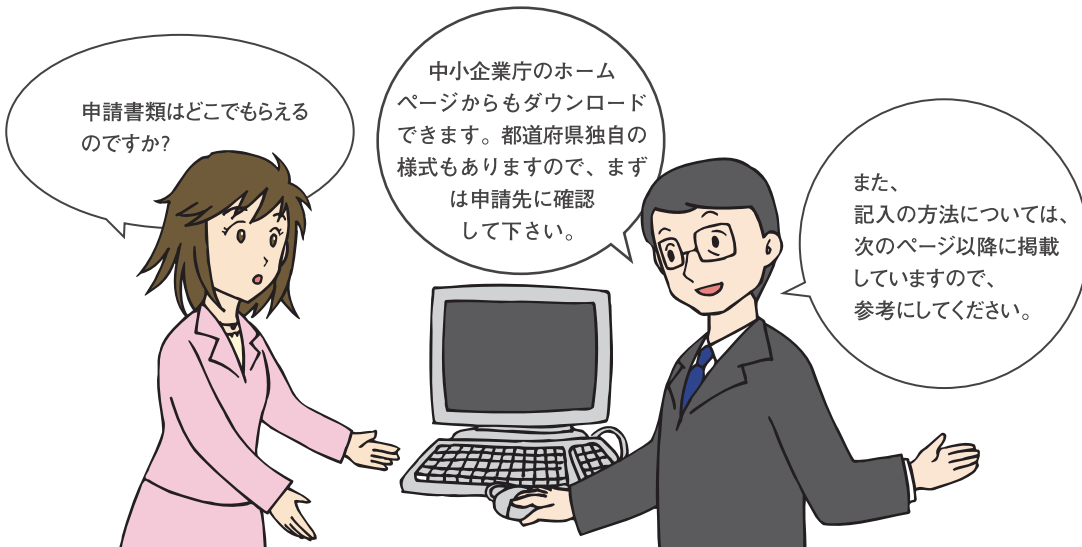
- ① 都道府県によっては上記1~4の申請書類の他、提出する資料等がある場合がありますので、提出する都道府県にご確認ください。
- ② 複数の中小企業者、組合等で共同で申請する場合は、参加している全ての個別中小企業者について、それぞれ上記の書類を用意し、申請先に提出してください。
- ③ さらに、本省や地方局が申請先になる場合であって、計画の事業内容が複数の省庁にまたがる場合には、各省庁の長等の連名にて申請書を作成する必要があります。ご不明な点がございましたら、中小企業庁又は各地方経済産業局にお問い合わせください。(53ページ参照)



申請書類はどこでもらえるのですか？

中小企業庁のホームページからもダウンロードできます。都道府県独自の様式もありますので、まずは申請先に確認して下さい。

また、記入の方法については、次のページ以降に掲載していますので、参考にしてください。



Q23 経営革新計画の申請書は、どのように書けばよいですか？

A 申請書類の記載方法は、次のとおりです。

(様式第9) 経営革新計画に係る承認申請書

様式第9
経営革新計画に係る承認申請書

〇〇年〇月〇日

行政庁名殿

申請先の行政庁名を記入してください。
(例)〇〇県知事殿、〇〇県知事△△△殿

住所
名称及び
代表者の氏名

印

中小企業等経営強化法第8条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

共同で経営革新計画を実施する場合には、当該計画の代表者の名称及びその代表者を記載し、代表者以外の経営革新計画参加企業については、申請書の余白に企業名を記載してください。

(様式第10) 承認経営革新計画の変更に係る承認申請書

様式第10
承認経営革新計画の変更に係る承認申請書

〇〇年〇月〇日

行政庁名殿

住所
名称及び
代表者の氏名

印

年 月 日付で承認を受けた経営革新計画について下記のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第9条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

「変更事項の内容」については、変更前と変更後を対比して記載してください。

(別表1) 経営革新計画

大学、公設試、企業などが連携先である場合は、記載してください。
外国関係法人等と共同で事業を行う場合も記載してください。

経営革新の内容を簡潔にまとめたテーマを記載してください。

申請者名・資本金・業種		実施体制	
申請者名:〇〇工業 資本金:2,000万円 業種:〇〇製造業		現在は特になし。新商品開発の際には、外部専門家との共同開発を行いたい。	
新事業活動の類型		経営革新の目標	
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 ①新商品の開発又は生産 ②新役務の開発又は提供 ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動		経営革新計画のテーマ:〇〇技術を利用した△△の開発	
経営革新の内容及び既存事業との相違点 当社は、〇〇年に設立した企業であり、これまで親企業からの発注に応じて、〇〇商品を生産していた。以前から、商品の耐久性、安全性の面では好評価を博していたが、最近の景気の状態を見ると、今後の先行に不安があり、これまでの受注生産から脱却する必要性を感じている。 そこで、これまでに培った〇〇技術をベースに外部専門家との共同開発を行って、まだ市場に出回っていない、新商品△△を開発することとする。			
	経営の向上の程度を示す指標	現 状 (千円)	計画終了時の目標伸び率 (計画期間) (%)
1	付加価値額	623,824	34.3 (29年4月～32年3月 (3年計画))
2	一人当たりの付加価値額	5,425	25.6
3	経常利益	69,070	20.2

新たな取組のポイント及びその必要性について考慮して記載してください。
外国関係法人等と共同で事業を行う場合は外国関係法人等の役割を具体的に記載してください。

計画の年数 (3～5年) と付加価値額又は一人当たりの付加価値額の伸び率と経常利益の伸び率を記入してください。

- 「申請者名・資本金・業種」欄の業種は、日本標準産業分類に掲げる小分類を記載すること。
- 「実施体制」欄は、自社の経営革新を大学・公設試験研究機関・他の企業などと連携して行う場合には、その連携先と連携内容について記載すること。
- 「経営の向上の程度を示す指標」欄は、付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）又は一人当たりの付加価値額のいずれか及び経常利益（資金調達に係る財務活動に係る費用（支払利息、新株発行費等）を含み、本業との関連性の低いもの（有価証券売却益、賃料収入等）は含まない。）を用いること。付加価値額及び一人当たりの付加価値額並びに経常利益をそれぞれ記載すること。
 - 人件費 → 以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出すること。
 - ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）
 - ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
 - ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用
 - 減価償却費 → 下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、各費用項目について把握できない場合においては、その項目については省くこと。
 - ・減価償却費（繰延資産の償却額を含む。）
 - ・リース・レンタル費用（損金算入されるもの）
 - 一人当たりの付加価値額
 - ・勤務時間によって人数を調整すること。
 - ・従業員数の定義については、付加価値額の定義と整合性のとれるものとする必要がある。例えば、派遣労働者や短時間労働者に係る経費を付加価値額に算入した場合は、分母にも加える必要がある。（その際には、勤務時間によって人数を調整する必要がある。）
 - ・伸び率の算出は、小数点以下第2位を四捨五入したものを記載すること。
- 「経営革新の内容」については、新事業活動の類型に則して、新たな取り組みの内容を具体的に記述すること。

(別表2) 実施計画と実績

「1-1」は1年目の計画の第1四半期を表します。
「2-4」は2年目の第4四半期を表します。

実績欄は申請段階では
記載する必要はありません。

番号	計 画				実 績		
	実施項目	評価基準	評価頻度	実施時期	実施状況	効果	対策
1	安全で効率的な生産方式の開発	安全委員会の評価	毎月	1-1			
1-1	〇〇部分の安全な△△方法の開発	製造原価	1年	1-3			
1-2	効率的な〇〇××装置の開発	製造原価	1年	2-1			
2	〇〇商品の新規開拓営業体制の確立	〇〇商品の売上	毎週	2-2			
2-1	マネージャーと担当営業の2名専任体制の確立						
2-2	〇〇商品を切り口に新規開拓した顧客に対する他の印刷物提案営業活動	新規顧客の売上	毎月	2-4			
3	次期バージョンの新〇〇商品の開発	新商品の売上		3-1			
3-1	〇〇××装置の開発	製造原価	1年	3-2			
3-2	〇〇××装置を利用した〇×商品の新規開拓営業体制の確立	〇×商品の売上	毎週	3-3			

実施する事業項目を記載してください。
特許の取得を計画に盛り込んでおられる方は、「特許の取得」、「〇〇の技術開発」等の言葉を入れてください。

■「計画」欄

- 番号 → 1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように、実施項目を関連付けて記載すること。
- 実施項目 → 具体的な実施内容を記載すること。
- 評価基準 → 定量化できるものは定量化した基準を設定することとするが、定性的な基準でも可とする。
- 評価頻度 → 自社で計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。
- 実施時期 → 実施項目を開始する時期を4半期単位で記載すること。
1-1は初年の最初の四半期に開始、3-4は3年目の第4四半期に開始することを示す。

■「実績」欄は、経営革新計画が実施された後、申請者が計画の実施状況を把握することを容易にするためのもので、申請の段階で記載する必要はないが、計画の進捗に応じ、以下のとおり記載すること。

- 実施状況 → ◎…計画通り実行できた。 ○…ほぼ計画通り実行できた。
△…実行したが不十分だった。 ×…ほとんど実行できなかった。
- 効果 → ◎…効果が十分上がった。 ○…ほぼ予定の効果が得られた。
△…少し効果があった。 ×…ほとんど効果がなかった。
- 対策 → 実施状況に応じて、追加対策を実施することとした場合は、追加した実施項目を別表2に記載すること。

経営革新を成功させるためには、計画の進捗に応じてPDCA（計画－実行－評価－改善）サイクルを導入することが大切です！



PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクルとは？

業務・生産のプロセスを計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）の流れで実施するマネジメントサイクルのことであり、最後の改善を再び計画に結びつけてサイクルをまわすことによって、継続的な品質向上・業務改善活動を推進するものです。

(別表3) 経営計画及び資金計画

組合の場合又はグループの場合は、
参加する構成員毎に別表3を作成してください。

参加中小企業者名

(単位 千円)

	2年前 (27年3月期)	1年前 (28年3月期)	直近期末 (29年3月期)	1年後 (30年3月期)	2年後 (31年3月期)	3年後 (32年3月期)	4年後 (33年3月期)	5年後 (34年3月期)
①売上高	2,444,210	2,570,008	2,412,047	2,500,000	2,700,000	3,000,000		
②売上原価	1,903,218	1,924,208	1,837,606	1,915,000	2,000,000	2,203,000		
③売上総利益 (①-②)	540,992	645,800	574,441	585,000	700,000	797,000		
④販売費及び 一般管理費	515,141	518,730	504,371	520,000	627,000	712,000		
⑤営業利益	25,851	127,070	70,070	65,000	73,000	85,000		
⑥営業外費用	1,500	1,200	1,000	2,500	3,000	2,000		
⑦経常利益 (⑤-⑥)	24,351	125,870	69,070	62,500	70,000	83,000		
⑧人件費	550,600	533,506	504,870	530,000	600,000	700,000		
⑨設備投資額	38,743	26,202	3,452	160,000	25,000	40,000		
⑩運転資金	48,800	51,400	48,200	50,000	50,000	60,000		
⑪減価償却費	普通償却額	60,904	58,497	48,884	45,000	44,000	43,000	
	特別償却額	0	0	0	40,000	6,000	10,000	
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	637,355	719,073	623,824	680,000	723,000	838,000		
⑬従業員数	123	115	115	118	123	123		
⑭一人当たりの 付加価値額(⑫÷⑬)	5,182	6,253	5,425	5,763	5,878	6,813		
⑮資金調達額 (⑨+⑩)	政府系金融 機関借入	-	-	-	200,000	30,000	0	
	民間金融 機関借入	-	-	-	0	20,000	30,000	
	自己資金	-	-	-	10,000	25,000	70,000	
	その他	-	-	-	0	0	0	
合計	-	-	-	210,000	75,000	100,000		

■ 各種指標の算出式

- 「経常利益」：営業利益－営業外費用（支払利息、新株発行費等）
 - 「付加価値額」：営業利益＋人件費＋減価償却費
 - 「一人当たりの付加価値額」：付加価値額÷従業員数
 - 「営業利益」：売上総利益（売上高－売上原価）－販売費及び一般管理費
- （注）「経常利益」の算出方法が通常の会計原則と異なりますので、ご注意ください。

■ 付加価値額等の算出方法

- 人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。（はい・いいえ）
- 減価償却費にリース費用を算入しましたか。（はい・いいえ）
- 従業員数について就業時間による調整を行いましたか。（はい・いいえ）

■ 「経営計画及び資金計画」の欄

- 直近3年間の決算書から記入すること。
- 創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。
- 資金調達額については、計画期間の間のみ記載すること。



【ここがポイント】

左のページの別表3の数値から、3年後の経営指標の伸び率を計算してみましょう。（16ページ参照）

(1) 「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率

$$\cdot \text{付加価値額の伸び率} = \frac{838,000 \text{千円} - 623,824 \text{千円}}{623,824 \text{千円}} \times 100 = 34.3\% \geq 9\%$$

$$\cdot \text{一人当たりの付加価値額の伸び率} = \frac{6,813 \text{千円} - 5,425 \text{千円}}{5,425 \text{千円}} \times 100 = 25.6\% \geq 9\%$$

$$(2) \text{経常利益の伸び率} = \frac{83,000 \text{千円} - 69,070 \text{千円}}{69,070 \text{千円}} \times 100 = 20.2\% \geq 3\%$$

（注）伸び率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出します。

(別表4) 設備投資計画及び運転資金計画

参加中小企業者名

設備投資計画(経営革新計画に係るもの)

(単位 円)

組合の場合又はグループの場合、参加する構成員毎に別表4を作成してください。

事業を進めるのに必要な機械装置や設備投資減税を利用する場合、記入してください。

	機械装置名称(導入年度)	単価	数量	合計金額
1	印刷機 (平成29年度)	160,000,000	1	160,000,000
2	〇〇商品用天糊機 (平成30年度)	15,000,000	1	15,000,000
3	[〇〇商品用裁断機 (平成30年度)]	[10,000,000]	[1]	[10,000,000]
4	〇〇商品専用自動裁断機(平成31年度)	40,000,000	1	40,000,000

運転資金計画(経営革新計画に係るもの)

(単位 円)

年度	金額
平成29年度	50,000,000
平成30年度	50,000,000
平成31年度	60,000,000 [10,000,000]

外国関係法人等が海外で購入するものは[]書きで記入してください。

海外における事業に必要な運転資金は[]書きで記入してください。(外国関係法人等は外数、海外支店は内数)

※経営革新計画に係る設備投資計画及び運転資金計画を予定している場合に記載してください。

(別表5) 組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

「賦課の基準」については、生産数量(金額)、従業員数、出資金等具体的に記載してください。

(単位 千円)

試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金の合計及びその積算根拠	構成員別の賦課金額及びその積算根拠
1 〇〇商品研究開発	X年度	生産数量	〇〇〇,〇〇〇	△△△,△△△
2	年度		(〇〇〇円×〇〇台)	(△△△円×△△社…)
3	年度			(△△△円×△△社…)

(別表6) 関係機関への連絡希望について

希望する支援策について、「有」に○を付けてください。

計画が承認された場合に、その承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、その箇所に○を記入してください。

承認書類の送付を希望する機関名	送付の希望 有・無
中小企業投資育成株式会社（申請書式作成の際には、具体的な機関を正式名称で記載すること。）	有 ・ <input type="radio"/> 無
都道府県等信用保証協会（申請書式作成の際には、具体的な機関を正式名称で記載すること。）	<input type="radio"/> 有 ・ 無
都道府県設備貸与機関（都道府県中小企業支援センター）（申請書式作成の際には、具体的な機関を正式名称で記載すること。）	有 ・ <input type="radio"/> 無
株式会社 日本政策金融公庫	
<input type="radio"/> ×支店 中小企業事業(※)	<input type="radio"/> 有 ・ 無
<input type="radio"/> ×支店 国民生活事業(※)	<input type="radio"/> 有 ・ 無

(※)申請書式作成の際には、具体的な支店名を記載すること。

(別表7) 中小企業経営革新事例集の作成に関するお願い

「経営革新計画」が承認された場合、記載内容を事例集等により公表してよろしいでしょうか。以下の該当する項目に○印をしてください。

「可」と回答された方のうち、付加価値額又は一人当たりの付加価値額を年率3%以上及び経常利益を年率1%以上伸ばした企業について、事例集に掲載させて頂くことができますので、ご協力願います。

①企業名	(<input type="radio"/> 可 ・ 否)
②代表者名	(<input type="radio"/> 可 ・ 否)
③資本金	(<input type="radio"/> 可 ・ 否)
④従業員数	(<input type="radio"/> 可 ・ 否)
⑤所在地	(<input type="radio"/> 可 ・ 否)
⑥電話番号	(<input type="radio"/> 可 ・ 否)
⑦経営革新計画の概要	(<input type="radio"/> 可 ・ 否)

計画実施主体毎の申請書の書き方

事業実施主体の形態別の申請書の書き方は、以下のとおりです。これ以外の場
合については、[窓口の担当者にお問い合わせください](#)。

1 単独の中小企業者が申請する場合

様式第9、別表1～4及び別表6、7に記入してください。(別表5は記入の必要はありません。)

2 複数の中小企業者が共同で申請する場合

まず、[代表会社\(3社以内\)](#)を決定した上で、

- 様式第9「経営革新計画に係る承認申請書」には、代表会社の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。なお、代表会社が複数ある場合には、連名にて申請書を記載してください。
- 別表1、2、6、7については、共同申請書の分をとりまとめ、代表会社が記入してください。別表1の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」及び「経常利益」については、共同申請書全体の指標を計算の上、別表1に記載してください。
- 別表3、4については、各個別企業毎に記載してください。(別表5は記入の必要はありません。)
- 別表3、4については、右肩に参加企業名を記入してください。
- なお、別途、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記載した個別参加企業のリストの提出をお願いいたします。

3 単一の組合で申請する場合

- 様式第9「経営革新計画に係る承認申請書」には、組合の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。
- 別表1、2、5、6、7については、参加する組合の構成員等の分をとりまとめ、代表者が記入してください。別表1の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」及び「経常利益」については、参加する組合の構成員等全体の指標を計算の上、別表1に記載してください。
- 別表3、4については、参加する組合の構成員等毎に記載してください。
- 別表3、4については、右肩に、参加する組合の構成員等の企業名を記入してください。
- なお、別途、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記載した個別参加企業のリストの提出をお願いいたします。

4 複数の組合が共同で申請する場合

まず、代表となる組合(3組合以内)を決定した上で、

- 様式第9「経営革新計画に係る承認申請書」には、代表組合の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。代表組合が複数である場合は、連名にて申請書を記載してください。
- 別表1、2、5、6、7については、参加する組合の構成員等の分をとりまとめ、代表者が記入してください。別表1の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」及び「経常利益」については、参加する組合の構成員等全体の指標を計算の上、別表1に記載してください。
- 別表3、4については、参加する組合及び組合の構成員等毎に記載してください。
- 別表3、4については、右肩に、参加する組合の構成員等の企業名を記入してください。
- なお、別途、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記載した個別参加企業のリスト提出をお願いいたします。

5 その他

各都道府県担当部局、国の地方機関等にご相談ください。



エピローグ

経営革新計画の申請を終えて……



経営革新計画都道府県別承認実績

No.	県名	25年度	26年度	27年度	累計
	国(地方局含む)	1	1	0	26
	北海道	45	42	48	1,066
1	北海道	45	42	48	1,066
	東北	113	119	110	2,495
2	青森	6	6	1	347
3	岩手	24	32	38	462
4	宮城	11	20	17	484
5	秋田	8	9	14	292
6	山形	46	43	23	520
7	福島	18	9	17	390
	関東	1,427	1,622	2,216	25,948
8	茨城	169	220	200	1,993
9	栃木	19	34	44	579
10	群馬	53	53	51	864
11	埼玉	243	260	766	4,091
12	千葉	65	104	83	1,547
13	東京	312	362	408	7,080
14	神奈川	76	88	99	1,942
15	新潟	36	38	32	911
16	長野	76	77	81	1,848
17	山梨	26	11	5	423
18	静岡	352	375	447	4,670
	中部	261	297	302	7,326
19	愛知	178	202	242	4,541
20	岐阜	34	26	25	926
21	三重	24	33	22	855
22	富山	18	31	12	569
23	石川	7	5	1	435
	近畿	405	394	364	8,610

No.	県名	25年度	26年度	27年度	累計
24	福井	14	17	15	490
25	滋賀	39	33	22	747
26	京都	29	22	24	607
27	大阪	130	119	120	3,420
28	兵庫	169	179	145	2,648
29	奈良	9	2	4	345
30	和歌山	15	22	34	353
	中国	413	325	365	7,129
31	広島	160	130	104	2,981
32	岡山	134	90	126	1,741
33	鳥取	21	4	13	524
34	島根	31	38	39	847
35	山口	67	63	83	1,036
	四国	63	73	68	1,481
36	徳島	10	5	13	355
37	香川	8	18	17	255
38	愛媛	16	27	12	522
39	高知	29	23	26	349
	九州	567	661	607	8,780
40	福岡	330	354	316	4,919
41	佐賀	48	75	51	650
42	長崎	15	22	27	495
43	熊本	45	37	40	646
44	大分	59	91	91	862
45	宮崎	27	42	38	533
46	鹿児島	43	40	44	675
	沖縄	26	27	27	352
47	沖縄	26	27	27	352
	合計	3,321	3,561	4,107	63,213

お問い合わせ先一覧



中小企業庁経営支援部技術・経営革新課 03-3501-1816(直通)



お問い合わせ先一覧

地方経済産業局

北海道経済産業局中小企業課	011-756-6718
東北経済産業局経営支援課	022-221-4806
関東経済産業局中小企業課	048-600-0322
中部経済産業局経営支援課	052-951-0521
近畿経済産業局創業・経営支援課	06-6966-6014

中国経済産業局経営支援課	082-224-5658
四国経済産業局中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局中小企業経営支援室	092-482-5491
沖縄総合事務局中小企業課	098-866-1755

都道府県担当部局

北海道	経済部地域経済局中小企業課	011-204-5331
青森	商工労働部地域産業課	017-734-9373
岩手	商工労働観光部経営支援課	019-629-5546
宮城	経済商工観光部中小企業支援室	022-211-2742
秋田	産業労働部地域産業振興課	018-860-2225
山形	商工労働観光部中小企業振興課	023-630-3266
福島	商工労働部産業創出課	024-521-7283
茨城	商工労働観光部中小企業課	029-301-3560
栃木	産業労働観光部経営支援課	028-623-3176
群馬	産業経済部商政課	027-226-3336
埼玉	産業労働部産業支援課	048-830-3910
千葉	商工労働部経営支援課	043-223-2712
東京	産業労働局商工部経営支援課	03-5320-4795
神奈川	産業労働局中小企業部中小企業支援課	045-210-5558
新潟	産業労働観光部商業・地域産業振興課・地域産業振興室	025-280-5243
長野	産業労働部産業立地・経営支援課	026-235-7195
山梨	産業労働部新事業・経営革新支援課	055-223-1544
静岡	経済産業部経営支援課	054-221-2526
愛知	産業労働部中小企業金融課	052-954-6332
岐阜	商工労働部商業・金融課	058-272-8374
三重	雇用経済部中小企業・サービス産業振興課	059-224-2534
富山	商工労働部経営支援課	076-444-3247
石川	商工労働部経営支援課	076-225-1525
福井	産業労働部産業政策課	0776-20-0537

滋賀	商工観光労働部中小企業支援課	077-528-3733
京都	商工労働観光部ものづくり振興課	075-414-4851
奈良	産業・雇用振興部産業政策課	0742-27-7005
大阪	商工労働部中小企業支援室経営支援課	06-6210-9494
兵庫	産業労働部産業振興局経営商業課	078-362-9184
和歌山	商工観光労働部企業政策局企業振興課	073-441-2760
鳥取	商工労働部企業支援課	0857-26-7243
島根	商工労働部中小企業課	0852-22-5288
岡山	産業労働部経営支援課	086-226-7354
広島	商工労働局経営革新課	082-513-3370
山口	商工労働部経営金融課	083-933-3180
徳島	商工労働観光部企業支援課	088-621-2369
香川	商工労働部経営支援課	087-832-3345
愛媛	経済労働部産業支援局経営支援課	089-912-2484
高知	商工労働部工業振興課	088-823-9720
福岡	商工部新事業支援課	092-643-3449
佐賀	産業労働部産業企画課	0952-25-7586
熊崎	産業労働部企業振興課	095-895-2634
熊本	商工観光労働部産業支援課	096-333-2319
大分	商工労働部経営創造・金融課	097-506-3223
宮崎	商工観光労働部商工政策課経営金融支援室	0985-26-7097
鹿児島	商工労働水産部経営金融課	099-286-2944
沖縄	商工労働部中小企業支援課	098-866-2343

都道府県等中小企業支援センター※

(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407
(公財)21あおり産業総合支援センター	017-777-4066
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3824
(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6639
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5610
(公財)山形県企業振興公社	023-647-0664
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4034
(公財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5339
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2607
(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5013
(公財)埼玉県産業振興公社	048-647-4085
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2907
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-7881
(公財)神奈川県産業振興センター	045-633-5200
(公財)いしがた産業創造機構	025-246-0051
(公財)長野県中小企業振興センター	026-227-5028
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4432
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3070
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1080
(公財)三重県産業支援センター	059-228-3321
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1244
(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7425

(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)京都産業21	075-315-9090
(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8312
(公財)大阪産業振興機構	06-6947-4375
(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9070
(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3227
(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5115
(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9626
(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7701
(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-3700
(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0103
(公財)かがわ産業支援財団	087-840-0391
(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1100
(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)福岡県中小企業振興センター	092-622-5432
(公財)佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4422
(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8860
(公財)くまもと産業支援財団	096-289-2438
(公財)大分県産業創造機構	097-537-9111
(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1273
(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237

※経営革新制度について取り扱っていない窓口もあります。

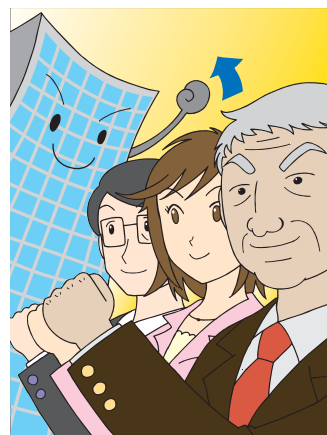
お問い合わせ先

がんばる中小企業
経営相談ホットライン

0570-009-111

全国共通 受付時間 平日 9:00~17:00

※通話料は発信者側の負担となります。
※携帯電話（一部を除く）、自動車電話、PHSからはご利用になれません。



相談室

中小企業相談官が、中小企業施策に関する相談等に対応します。

●中小企業庁 相談室 **03-3501-4667**

中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp>

編集・発行

中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課）

〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1 TEL:03-3501-1816